第5回

建築行政共用データベースシステム 連 絡 協 議 会 総 会 資 料

- 1 日 時 平成20年11月7日(金)10:30~11:45
- 2 場 所 ホテルハマツ郡山 3階 左近
- 3 次 第
 - (1) 開 会
 - (2) 国土交通省挨拶
 - (3)議事
 - ①各サブシステムの検討状況等について
 - ②利用料の検討状況について
 - ③共用データベースシステムの普及促進策について
 - ④建築士・事務所登録閲覧システム(操作デモ)
 - ⑤道路情報登録閲覧システム(操作デモ)
 - ⑥質疑・要望について
 - (4) 事務局挨拶
- 4 配付資料

議事次第

- 【資料1】前回(第4回)総会議事録(案)(平成20年6月30日開催)
- 【資料2】各サブシステムの検討状況等について
- 【資料3】建築行政共用データベースシステムの利用料について
- 【資料4】環境整備事項に関するアンケート結果報告書
- 【資料 5 】建築士・事務所登録閲覧システム 操作デモ資料
- 【資料 6 】 道路情報登録閲覧システム 操作デモ資料
- 【資料7】 共用 DB 意見・要望に対する回答
- 【資料8】質疑・要望の送付方法について
 - 【参考】建築行政共用データベースシステム連絡協議会会則

【別添】建築行政共用データベースシステムの概要(パンフレット)

」。 財団法人建築行政情報センター

建築行政共用データベースシステム連絡協議会第4回総会 議事録(案)

1. 開催日時 平成 20 年 6 月 30 日 (月) 午後 1 時 30 分から午後 4 時まで

2. 開催場所 明治記念館 2階 富士の間(1)

3. 配布資料

議事次第

【資料1】 連絡協議会第3回総会議事録(案)

【資料2】 各サブシステムの検討状況等について

【資料3】 運営経費と利用料について

【資料4】 建築確認等事務改善のための

共用データベースシステムの普及促進策について (案)

【資料 5 】 質疑・意見等(前回総会後の受付分)

【資料6】 質疑・要望送付方法

【参考資料】 建築行政共用データベースシステム連絡協議会会則

(別添) 建築行政共用データベースシステムの概要(パンフレット)

4. 出席者

国土交通省住宅局、連絡協議会会員

5. 議 事

(1) 開会

財団法人建築行政情報センター 椋 周二 専務理事から、会員数392、定足数196、に対し、出席者数151、及び委任状208、計359により、総会が成立していることを確認し、開会が宣言された。

(2) 会長挨拶

東京都都市整備局 福島 七郎 技監から挨拶があった。

■ 福島会長からのご挨拶

本日、本システムの開発状況と平成 21 年度以降の利用料の考え方の説明を通して、よりシステムに関する理解を深めて頂きたい。

(3) 国土交通省挨拶

国土交通省住宅局建築指導課 佐藤景観建築企画官から挨拶があった。

■ 佐藤 企画官からのご挨拶

この協議会も第 4 回を数え、目的である建築行政共用 DB (データベース) システムの開発もほぼ順調に進んでいると聞いている。

昨年、建築基準法が改正され、多少混乱等影響があったが、皆様にご尽力いただき、一段 落してきたのではないかと思っている。本年 11 月の改正建築士法の施行に関しては、この建 築行政共用 DB システムが欠かせないものとなる。前回の改正建築基準法のような混乱がないように、国としても努力するが、皆様方も準備をお願いしたい。

建築行政共用 DB システムの開発は、多くの協力を得て、ようやく実現できるものである。 協議会として福島会長を中心に、多くの方が使っていただけるシステムの開発を進めている と聞いている。国としても、この建築行政共用 DB システムが、建築物や建築士に対する信 頼の回復に役立つことを、心から祈念、期待を申し上げる。また、国土交通省の建築行政に 対し、引き続きよろしくお願い致したい。

(4) 議事①各サブシステムの検討状況、議事②利用料の検討状況、議事③共用 DB システム の普及促進策について

事務局 久保(財団法人建築行政情報センター企画部企画課)より、資料 2 (P5~P31)に基づき、各サブシステムの検討状況等についての説明が行われた。

続いて、事務局 蛭川(財団法人建築行政情報センター企画部システム企画課)より、資料 3 (P32~P46)に基づき、運営経費と利用料についての説明が行われた。

最後に、事務局 久保(財団法人建築行政情報センター企画部企画課)より、資料4(P47)に基づき、建築確認等事務改善のための共用データベースシステムの普及促進策について、説明が行われた。

(5) 質疑・要望について

事務局 久保(財団法人建築行政情報センター 企画部企画課)より、資料 5、資料 6 の説明があった。

資料5は前回の連絡協議会総会後で受け付けた質問への回答となっている。

誤記を一つ訂正: p.50 の 16 番の項目で、「イニシャル費用は自費で…」と記載があるが、これは誤記で、「イニシャル費用は国費で…」が正しいものとなっている。

また、質疑・要望は、資料6の手続きをもって、事務局へ送付できる旨が述べられた。

(6) 質疑応答

質疑応答およびシステムへの要望は以下の通り。

【質問:利用料について】

建築士・事務所の利用料の考え方は、今回提示された考え方で変わらないのか。この考えの通りにすれば、登録件数に応じて、毎年、多少利用料も変わると考えていいのか。

約3,000万円の都道府県の負担額の変更等はあるのか。

【回答】

今回提示した利用料は、平成 21 年度の価格である。平成 22 年度以降の利用料については、現在は未定としている。毎年度価格を改定すべきか、数年間固定とするのかは、これから検討していきたい。

利用料について、基本的な考え方は変わらないので、価格の改定があっても、大きな変更にはならないと考えている。

【質問:利用料について】

現在、構築している5つのサブシステム全てに加入した場合の利用料と、現在の確認支

援システムの利用料との関係はどのようになるのか。

共用 DB システムの全体の利用料がはっきりわかるのはいつになるのか。

【回答】

新しいサブシステムの中で現行の支援システムに関連するものは、台帳・帳簿閲覧システム、通知・配信システムとなる。現行の支援システムの利用料は、サーバーやクライアントの数で決まり、新しいシステムの従量制の考え方と異なるため、一概に比較できない。ただし、新システムに移行した場合は、現行と比較して安くなる見込みである。特に登録件数の少ない行政庁や指定確認検査機関に関しては、より安い利用料で利用できると考えている。

また、建築行政共用 DB システムの全体の利用料についてだが、予算の大部分を占める、 台帳・帳簿閲覧システム、通知・配信システムについて、ベンダーの決定が 8 月となって いる。ベンダー決定後に開発費が決まるため、それを踏まえ、次回の総会時に、それぞれ のシステムを精査した全体の利用料をお示ししたいと考えている。

【質問:サブシステムの運用について】

V7ほくとがシステムエラーで3週間も停止している。(※事務局注:3週間とは、サーバー機へのログインが出来なかった期間及びサーバー機のバックアップ機能をクライアントで代替していた期間。V7ほくとが全く利用不能となった期間は1日。詳細は下記【補足】参照。)

建築行政共用 DB システムは、現行の確認支援システムよりさらに複雑化するが、運用上の支障(リスク管理)についてどのようにお考えか。

【回答】

建築行政共用DBシステムでは、それぞれサーバーの停止時間等、目標時間を設定し、 関係各社ベンダーと保守の契約を結び、その契約に基づく再復旧時間を厳守して稼働 させていく予定である。メンテナンス時間等についても、利用料の検討状況と合わせ て、今後ご提示したい。また、詳細な内容については、当方の開発委員会等で検討し、 それをもってまた再度お示ししたい。

補足として、運用上の支障については、コールセンターを立ち上げて対応していく 予定である。コールセンターの稼働状況については、それぞれのシステムの利用の状 況を確認しながら決定したい。

また、ご迷惑をおかけしている、システムエラーについては、早急に対応させてい ただきたい。

【補足】

三重県様で現在運用中のシステム(V7 ほくと)については、事務局の ICBA において、 サポート業務を実施させていただいております。総会でご指摘のシステムエラーへの 対応経緯について、補足させていただきます。

平成20年6月9日に三重県様よりシステムエラーの連絡を受け、ICBAサポートは現地に技術者を派遣して仮復旧を実施し、当日夜、サーバー機にシステムエラー(サーバー機へのログインが出来なかった等)がある状態ながら、クライアントによるV7ほくとの稼働を確認しました。

しかし当日はサーバー機の完全復旧には至らず、代替えサーバー機を用意することにしました。代替えサーバー機とは、稼働中のサーバー機に直接修復作業を行う際、 想定時間内に復旧しない場合のリスク回避として用意するものです。

この代替えサーバー機の調達に時間がかかり、三重県様にはご迷惑をおかけしましたが、この間、V7 ほくとは、クライアントパソコンにより仮復旧の状態ながら翌 10 日より使用されていましたことを申し添えます。

しかし、サーバー機の復旧には7月7日までかかることになり三重県様にご迷惑、 ご不便等をお掛けしたことは事実です。重ねてお詫び申し上げます。

(7) 事務局挨拶

財団法人建築行政情報センター 那珂 正 理事長から挨拶があった。

■ 那珂 理事長からの挨拶

建築行政共用 DB について、各サブシステムの開発および今後の運用の方針について、全体として順調に開発が進んでいる。

本年 11 月施行の改正建築士法に合わせ、建築士・建築士事務所登録閲覧システムが、来年の本格運用を前に、本年 10 月から試行的にスタートする。通常ならば、利用料について、試行段階で明らかにすることは、システム開発・運用に伴うリスクがあるが、あえて本日お示しする。利用料を示さなければ、このシステムをどのように取り入れていくのか考えにくいからである。引き続き、台帳・帳簿閲覧システム、通知・配信システム等についても、順次利用料等お示しし、皆様の理解を促したい。

開発に着手し2年度目の今年度が、このシステム開発の山場であると認識している。我が国における建築行政の適正さと円滑さを確保するという建築行政共用 DB システム構築のポリシーに則り、引き続き、皆様のご意見、ご意向等、十分配慮しながら努力していきたい。皆様の当システムに対するご理解、ご協力をよろしくお願い致したい。

何よりも、全員がこのシステムに参加するということが最大の協力であり、皆様の参加を お願い致したい。

(8) 休憩

(9) 講演 「最近の建築行政の動向」(国土交通省住宅局建築指導課 安藤企画専門官)

(10) 閉会

以上

各サブシステムの検討状況等について

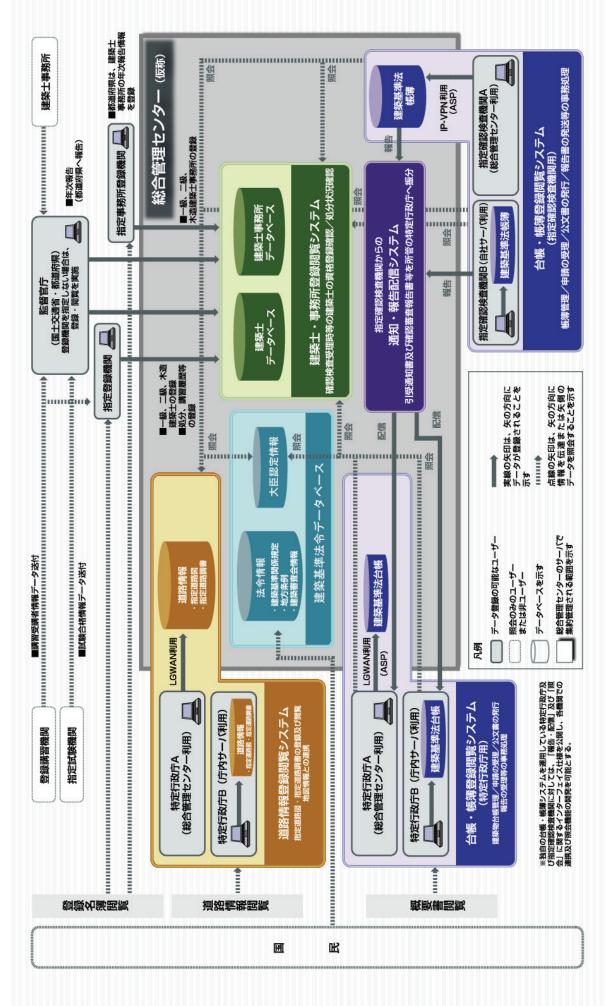
- 〇全体スケジュール、全体構成 (イメージ)
- ○総合管理センター設置システムの構成イメージ
- 〇ネットワーク構成の進捗状況
- 1. 建築士・事務所登録閲覧システム
- 2. 台帳・帳簿登録閲覧システム
- 3. 通知・報告配信システム
- 4. 道路情報登録閲覧システム
- 5. 建築基準法令データベース

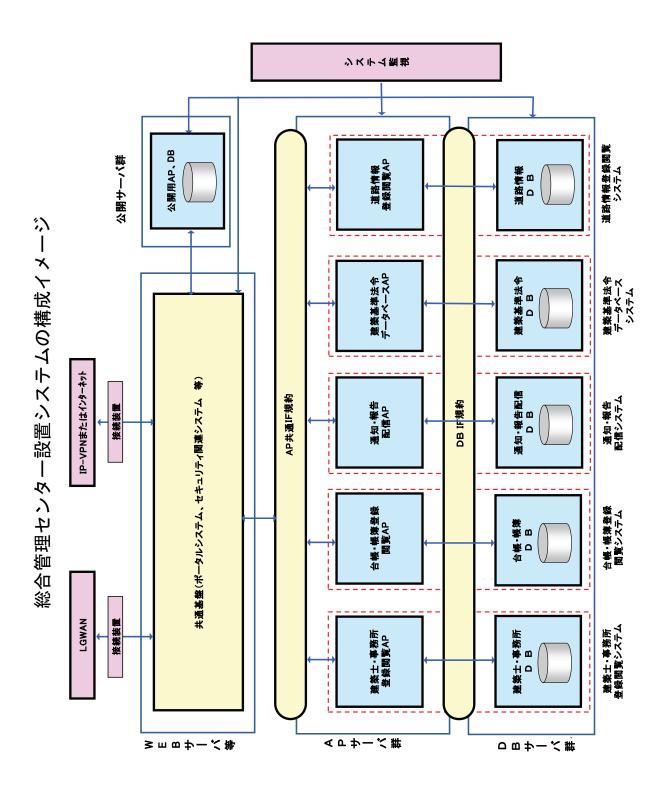
建築行政共用データベースシステム 全体スケジュール

	2008年度 2008年 2010年
実施項目	8月・9月 10月 11月 12月 1月 2月 3月 4月 5月 6月 7月 8月 9月 10月 11月 12月 1月 2月 3月 4月 5月 6月 7月 8月 9月 10月 11月 12月 1月 2月 3月 備考
	構想。要件 題 基本 描 符 受 大器動 本線動
建築士·事務所	二次稼動
登録閲覧システム	(本) 大 (本) 大 (本)
	移行シール 移行
台帳·帳簿	は 計画
登録閲覧システム	1000年 日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日
開涌和·報告	数計
※ 配信システム	※音: C
建築基準法令 DBジステル	100
4 () ()	
道路情報	版 計 開発 対験 24 (12.14元) 指令 数 型入 25 (12.14元)
登録閲覧システム	要件 基本 詳細 別
、一とくの対象を主	報合 総合
「ハン・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
IDC	1
環 LGWAN接続準備	1000 mm 4
境 回線手配	Nd/Au, PWD/ 加手線回アイレチ May Au
サポートデスク	$\frac{1}{1}$
マイルストン	

※「稼働」とは実業務における運用を示し、「本稼働」とは利用料を伴う運用を示す。

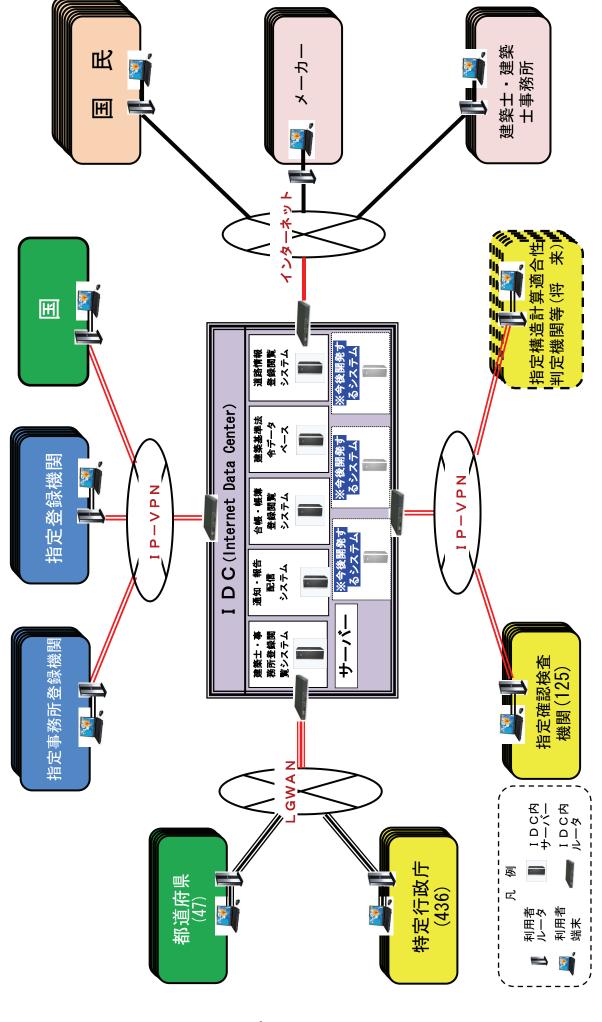
建築行政共用データベースシステム 全体構成(イメージ)





ネットワーク構成の進捗状況 建築行政共用データベースシステム

赤色の線はICBAが提供する範囲を示す



1. 建築士・事務所登録閲覧システム

(1) 検討経過

ア 開発進捗について

1次: 平成10月24日から稼働開始(建築士、事務所の管理項目の登 録機能)

2次:開発中(オンライン結合、内覧、法改正部分追加、合格者データ取り込み)

3次:開発中(インターネットでの変更届出)

イ 利用に係る協定

建築士・事務所登録閲覧システムは、建築士、建築士事務所の個人情報をオンライン結合(他の機関の保有する情報と結合し、データベース管理すること)するため、各都道府県の個人情報保護条例等を考慮した利用協定を各都道府県と締結中。(表 1-1)

(2) 今後の予定

ア開発

(ア)平成20年11月28日 二次稼働開始

(4) 平成 21 年 3 月中旬 三次稼働開始

(ウ) 平成 21 年 4 月より 本稼働開始 (利用料を徴収)

(3) 検討課題

ア 改正法施行後の事務処理について、システムへの反映を前提に関係 機関と調整。

イ IC チップを活用した携帯用免許証の活用(偽造防止他)

ウ インターネット閲覧についての検討

表 1-1

建築士・事務所登録閲覧システムに係る利用申込みの状況

凡例:〇 申込書提出済(35 都道府県) \triangle 未提出(12 所県) 平成 20 年 10 月 28 日現在

都道府県名	申込書の提出	未提出の理由等
北海道	0	
青森県	0	
岩手県	Δ	LGWAN の接続について情報部局と協議中
宮城県	0	
秋田県	Δ	個人情報審議会の了解が得られ次第申込書提出予定
山形県	0	
福島県	0	
茨城県	0	
栃木県	0	
群馬県	0	
埼玉県	0	
千葉県	0	
東京都	0	
神奈川県	\triangle	11月に開催される個人情報審査会の了解が得られ次第申込書提出予定
新潟県	0	
富山県	0	
石川県	0	
福井県	0	
山梨県	Δ	10月中に提出予定
長野県	0	
岐阜県	0	
静岡県	0	
愛知県	\triangle	10月中に提出予定
三重県	0	
滋賀県	0	
京都府	\triangle	10月中に提出予定
大阪府	\circ	
兵庫県	0	
奈良県	0	
和歌山県	0	
鳥取県	0	
島根県	0	
岡山県	0	
広島県	0	
山口県	0	
徳島県	0	
香川県	0	
愛媛県	Δ	個人情報審査会の了解が得られ次第申込書提出予定
高知県	0	
福岡県	\triangle	個人情報審査会の了解が得られ次第申込書提出予定
佐賀県	Δ	個人情報審査会の了解が得られ次第申込書提出予定
長崎県	0	
熊本県	0	
大分県	Δ	10月中に提出予定
宮崎県	0	
鹿児島県	Δ	10月中に提出予定
沖縄県	\triangle	個人情報審査会の了解が得られ次第申込書提出予定

2. 台帳・帳簿登録閲覧システム

(1) 検討経過

ア 開発進捗

平成20年8月に開発ベンダー決定後、要件定義の精査を経て、現在基本設計作業中。 特定行政庁及び指定確認検査機関における確認、検査等の各種手続について業務フローを整理。(図2-1)

- イ 部会検討状況
 - (ア)概要書を閲覧に供する時期の検討
 - (イ)違反建築物台帳項目の確定 等

(2) 今後の予定

- ア ベンダー選定及び発注
 - (ア)申請書等作成プログラム 平成 20 年度中 ベンダーに発注予定
 - (イ)ハードウエア、基本ソフトウエア、ミドルウエア 平成 20 年度中 ベンダーに発注予定
- イ 台帳・帳簿登録閲覧システム開発
 - (ア)基本設計、仕様確定 プロトタイプ(画面イメージ)作成、レビュー

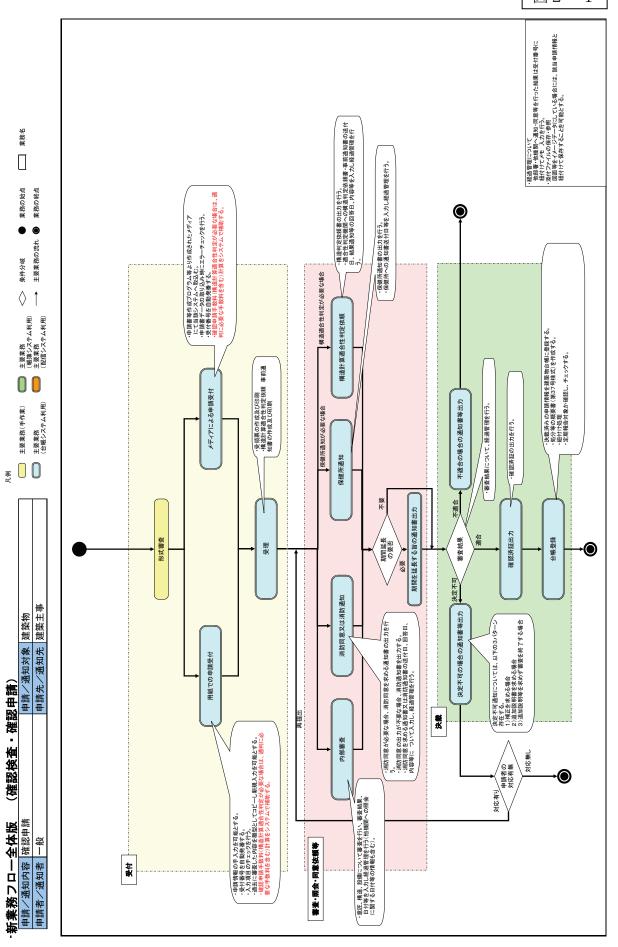
(3) 検討課題

ア開発

研修計画・サポート計画・テスト稼働計画等の検討

イ 移行

特定行政庁、指定確認検査機関への導入に向けての働きかけ 既存データの移行



3. 通知・報告配信システム

(1) 検討経過

ア 通知・報告配信システムの詳細設計等(参考:図3-1、図3-2)

- (ア) 当システムは機能上、台帳・帳簿登録閲覧システムと密接な関係にある為、 両システム間の連携を常時配慮しながら設計・開発を行う必要性がある。よって、台帳・帳簿登録閲覧システムと同一の開発ベンダーを選定し、システム開発を行う事とした。
- (4) 要件定義書、基本設計書の作成は既に完了しており、現在は詳細設計書の作成を行っている。
- (ウ) 独自台帳・帳簿システム利用者に対し、通知・報告配信システムのインターフェース仕様の基本設計を開示済み(平成20年7月初旬から)

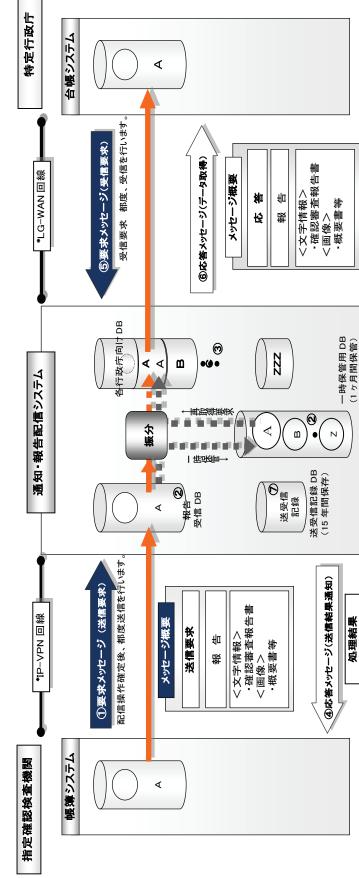
(2) 今後の予定

- ア 通知・報告配信システムの設計、開発
 - (ア)詳細設計
 - (イ)アプリケーションの開発
 - (ウ)接続テスト
- イ 通知・報告配信システムのインターフェース仕様の詳細版を開示 (平成20年12月下旬を予定)

本年 12 月下旬に、独自の台帳システム及び帳簿システムを使用されている機関に対し、配信システムをご利用頂くためのインターフェース仕様の詳細版を開示する。

ウ 通知・報告配信システムをより多くの機関にご利用頂くための方策 通知・報告配信システムを、より多くの機関にご利用頂くために、システムの 概要や導入のメリットを説明する資料を作成し、資料配布及び説明を行う。

都道府県、市区町村の庁内ネットワークが接続されており、



通知・報告配信システムの電文応答フロー図

■指定確認検査機関←→特定行政庁間での報告データの送信・受信の例を図示します。

①報告側帳簿システムから"要求メッセージ (送信要求)"にて報告データを送信します。 ②通知・報告配信システムの"報告受信 DB"に報告データを格納し、同時に"一時保管用 DB"にも報告データを格納します。

(このデータは再取得要求時に利用。1ヶ月間保管)

③"報告受信 DB"のデータを振分け、"各行政庁向け DB"に格納します。

④送信側へ送信結果の通知を返します。

⑤受信側台帳システムから"受信要求(受信要求)"を行います。

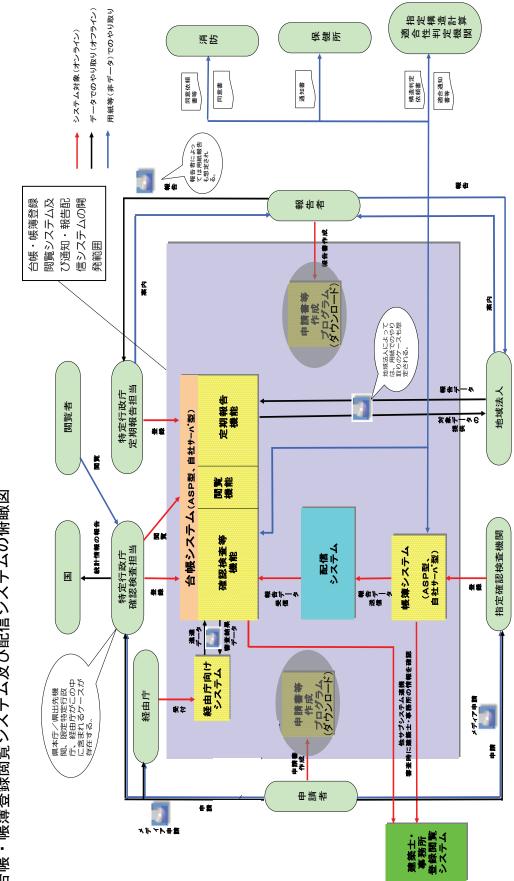
⑥"応答メッセージ(データ取得)"により報告データを取得します。

⑦これら送受信記録を"送受信記録 DB"に格納し、15年間保存します。

*LG-WAN 回線:地方自治体のコンピュータネットワークを相互接続した広域ネットワーク。

通信事業者の保有する広域 IP 通信網を経由して構築される仮想私設通信網 (VbN)のこと。通信事業者が独自に構築した閉域 IP 網を介し 中央省庁の相互接続ネットワークである霞ヶ関 WAN にも接続されている。 *IP-VPN 回線:

て構築されたものをいう。



帳簿登録閲覧システム及び配信システムの俯瞰図 • 小湯

※台帳システム(特定行政庁)、帳簿システム(指定確認検査機関)、定期報告システム(地域法人)、申請書等作成プログラム(申請者等) には各機関に て独自開発したシステムが存在するため、そのシステムとのIF を公関する。

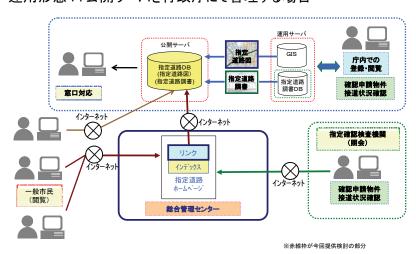
4. 道路情報登録閲覧システム

(1) 検討経過

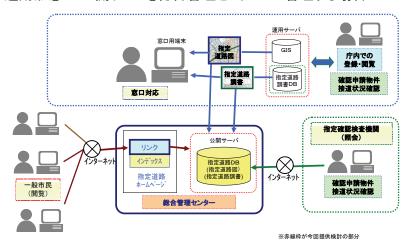
ア 特定行政庁の総合管理センター利用意向について

平成20年7月に行った運用形態に関する意向調査に基づき、総合管理センターを希望した行政庁に対して、コスト等を含めた説明を行い、個別にサーバを設置する方式(図4-1)へ一本化することとした。(総合管理センター利用意向が少なくコストメリットが生じにくかったため)

図 4-1 運用形態1:公開サーバを行政庁にて管理する場合



(参考) 運用形態2:公開サーバを総合管理センターにて管理する場合



イ 体験会の開催

平成20年9月16日から20日まで特定行政庁の職員を対象としたシステムの体験会を実施。

ウ現在の状況

システムの受入作業を実施中。操作性やソフトの不具合等について検証を進めている。

(2) 今後の予定

ア 評価版のリリース

平成20年10月末に庁内で運用するための評価版(図4-2~4-4)のリリースを行う。現在利用申し込みの受付を行っている。その後改善点、追加機能等の要望の反映に努め、指定道路関係の省令改正施行までに、システムの完成度を高める。

図 4-2 道路情報登録閲覧システム 指定道路図作成画面のイメージ

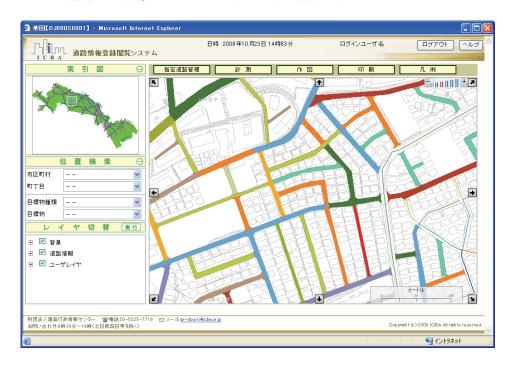


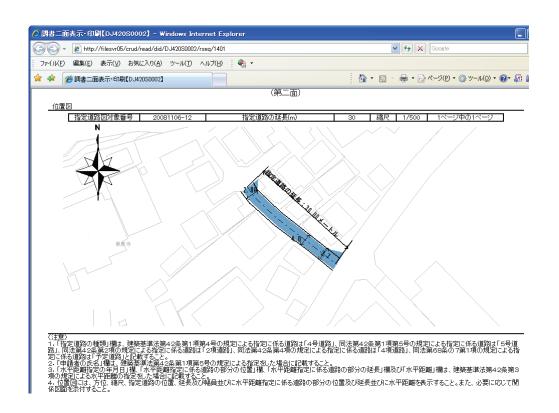
図 4-3 道路情報登録閲覧システム 指定道路調書登録画面のイメージ



図 4-4 道路情報登録閲覧システム 指定道路調書(第1面)のイメージ



図 4-5 道路情報登録閲覧システム 指定道路調書(第2面)のイメージ



5. 建築基準法令データベースの検討状況

(1) 検討経過

<法令情報>

平成20年3月末公布までの下記法令を収録し、ICBA内のサーバ環境にて稼動中(ICBAホームページにより公開)。

- ア 建築基準法(法律、政令、省令、告示)附則を含む(改正履歴も収録)。
- イ 建築基準法施行令第9条による建築基準関係規定(最新版のみ)
- ウ 建築基準法施行関係通達、例規、技術的助言等

<大臣認定情報>

国土交通省が所有する大臣認定書を PDF 化し、それを用いて簡易的に 検索できるシステムを、平成 20 年4月より特定行政庁及び指定確認検 査機関の希望者に提供。

移行認定を除く総計約 12,600 件(平成 20 年 10 月 31 日現在)中、約 3,400 件を公開中。

(2) 今後の予定

- ア 収録内容の拡張
- イ JIS/JAS 規格票への対応

(3) 検討課題

- ア 地方公共団体建築関係条例について
- イ 地方公共団体審査会情報について
- ウ 審査請求事例

建築行政共用データベースシステムの利用料について

■サブシステム別 利用料概算金額試算シート

利用料試算シートは、サンプルとともに連絡協議会会員専用サイトでダウンロード可能です。会員専用サイトは、http://www.icba.or.jp/DBkyougikai よりアクセスしてください。

■補足資料1

・建築行政共用データベースシステムの利用料の機関別一覧

■補足資料2

・運営経費と利用料について (第4回建築行政共用データベースシステム連絡協議会総会資料抜粋)

建築行政共用データベースシステム【注意】 サブシステム別利用料(検討段階) 概算金額試算シート

本資料は、道路情報登録閲覧システムを除き、平成20 年6月30日共用DB連絡協議会総会での説明内容を元 に作成したものです。基本料金、単価などは現在検討 中につき、あくまで概算金額としてご理解ください。

試算手順

下表の太枠内(色付セル)に、①~④の順に入力してください。(自動)と表示されたセルには、自動的に結果が表示されます。 ① 機関種別を入力します。

- 入力欄を選択した際に表示されるセル右側の▼印をクリックし、該当する機関種別を選択してください。
- ② 適用欄は、①と同様、利用するサブシステムについてリストから「利用」を、利用しないものは空欄を選択してください。 利用可能なシステムは、機関種別ごとに、表上欄に〇印がついたサブシステムです。
- ③ 基礎件数は、利用するサブシステムについて、※印を参照して入力してください。
- ④ 利用料金額(税抜)は、都道府県の場合のみ、参考資料-別表1をご参照の上、該当する金額を直接入力してください。

1	機関	4冬1百炷宝行政庁	平成21年度利用料総額(税込)	
\odot	種別	4未1項付足行政门	平成22年度利用料総額(税込)	2,221,296 円

							サブシス	テム名称			
				(A) 建築		建築士・事		(C) 道路	(D) 台帳・帆 閲覧シフ		(E) 通知
		関種別 利用可能サブシステ	· <i>L</i>	基準を表す。	建築士 登録 機能	事務所 登録 機能	建築士 照会 機能	垣情 報 関 覧 システム	- 図 ブロー 部分	ストック 部分	・報告 配信 システム
\downarrow	国土交通省 都道府県 政令指定都市 特定行政庁(4条1項)		0 0	0 0 —	0 - -	0 0	0000	0000	0000	0	
	特定行政庁(4条2項) 特別区 限定特定行政庁 指定確認検査機関(大臣指定) 指定確認検査機関(地整指定) 指定確認検査機関(知事指定)			0 0 0		— — — —	0 0 0 0	0 0	0 0 0	0 0 0 0 0 0	0 0 0 0
2	適		711AL)	利用	% 1	% 1	利用 ※2	※ 3	利用 ※4	利用 ※ 5	利用
\downarrow	(ア)基本料金	(円/年)	60,000	***********	*****************	**********	400,000	1,100,000	***********	***********
3		(イ)基礎件数	(件/年)	**************************************	建築士登事務所登		567 ※ 6	************************	567	15,000 ※ 7	1,876 ※ 8
	従量料	(イ')補正後の 件数	(件/年)	**************************************	各機能の 利用料算)	1,134 ※ 9	****************	¥10 467	15,000	1,876
•	金	(ウ)単価 (エ)従量料金	(円/件)	***************************************	は、 参考資料 ご参照く	斗別表1を	100	*****************	1,000	10	120
	(-)	小計(イ'×ウ) 一 小計(名'×ウ) 一 ・)利用料金額	(円/年)	********	こ参照へ	/cev '0	113,400	********	467,000	150,000	225,120
4		(税抜)(ア+エ)	(円/年)	60,000			113,400	400,000	1,567,000	150,000	225,120
)利用料金額 (税込)(オ×1.05)	(円/年)	63,000	(自動)	(自動)	119,070	420,000	1,645,350	157,500	236,376
	(+)21年度 利用料小計	(円/年)	********	(自動)	(自動)	******************	***********	***********************	*************	**************
	21	年度利用料総計	(円/年)	***************************************			***************************************	************	************************	************	***************************************
	(ク)22年度 利用料小計	(円/年)	63,000	(自動)	(自動)	119,070	(自動)	1,645,350	157,500	236,376
	22	年度利用料総計	(円/年)								2,221,296

- ※1 建築士法関係事務に対応した機能です。
- ※2 確認審査関係事務に対応した機能です。
- ※3 指定道路の公開情報は、システム利用に拘らず閲覧可能です。
- ※4 フロー部分とは、新規受付に係る利用料を示します。
- ※5 システムに入力したデータを庁内(社内)サーバにのみ登録
- ※6 平成18年度の建築確認件数(計画変更含まず)です。
- ※7 データセンターで管理する既存データの建築確認件数(計画変更 含まず)です。行政庁にあっては指定機関から報告された物件も含みます。
- ※8 平成18年度の報告書送付または受理総数です。
- ※9 確認1件当り2回照会とし、(イ)建築確認件数×2 により算出しています。
- し、データセンターのサーバを利用しない場合は空欄とします。 ※10 確認件数100件までは従量料金を非課金とし、 (イ)建築確認件数-100により算出しています。

建築行政共用データベースシステムの利用料の機関別一

赋

平成20年11月7日

※金額は、道路情報登録閲覧システムを除き、平成20年6月30日開催の第4回連絡協議会総会に提示したものと同額です。

		建筑 主流 法 合 D B	建築士·事務所登録閲覧システム(B)	関覧システム(B)	道路情報登録問覧システルの	台帳・帳簿登録閲覧システム(D)	システム(D)		、第4月・報4年前4号システル
機関		年来金十/4 1252 (A)	建築士法に基づく事務 (B1)	資格要件の照会 (B2)	以フト利用	定額部分 (注2) (D1)	従量部分 (D2)	ストック (D3)	(E)
国土交通省			476.7万円						
都道府県			15.75万円 ~323.4万円 (参考資料-別表1参照)	1照会あたり 100円程度	50万円	130万円~200万円程度 ※試算シートでは160万円を適用			
政令指定都市				ᄪ	45万円	120万円~190万円程度 ※試算シートでは150万円を適用	1物件あたり		·法第6条第1項 第1号~第3号 1600日報 申/件
特定行政庁(第4条第1項)	:第1項)			ᄪ	40万円	50万円~170万円程度 ※試算シートでは110万円を適用	1,500円程度	ストック	100口性及/〒・
特定行政庁(第4条第2項)	:第2項)	1万円~12万円	/	ᄪ	35万円	40万円~150万円程度 ※試算シートでは90万円を適用	※ 大 大 大 大 大 大 大 大	1701年827年7 10円程度	第4号 80円程度/件
特別区		※対算シートでは 6万円を適用		干岜	30万円	25万円~150万円程度 ※試算シートでは90万円を適用	国际 二		※試算シートでは 一律120円を適用
限定特定行政庁				干岜	25万円	5万円~10万円程度 ※試算シートでは8万円を適用			
52 指定確認検査機関(大臣指定)](大臣指定)			干岜		40万円~80万円程度 ※試算シートでは60万円を適用	1物件めた9500円令 500円程度		·法第6条第1項 第1号~第3号
指定確認検査機関(地整指定)](地整指定)			브		30万円~70万円程度 ※試算シートでは50万円を適用	イー / 博 / ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※	ストック 1物件あたり 10円程度	40円程度/件 •第4号 20円程度/件
指定確認検査機関(知事指定)](知事指定)			干岜		20万円~60万円程度 ※試算シートでは40万円を適用	では 1000円を適 用		※試算シートでは 一律30円を適用
温岭经建	システム別	0.38億円	0.30億円	1. 0億円	0. 30億円 0. 30億円 (注1)	日976 :8	The state of the s		0.58億円
H T T	全体				.9	8億円			
備考 (検討状況)		・特定行政庁、指定 確認検査機関の負 担額は、確認や審査 担当者数を考慮して 決定する。 ・別途検討している 情報会員(個人、法 人会員等)に対して し定の負担を求め る。	・都道所県との協議を 踏まえ確定 ・利用料は平成21年 4月1日から発生	確認審査時の設計 者・工事監理者の資 格要件を照会により 確認することから、1 照会あたりの単価を 設定する。1物件あた 92回照会があるもの とする。	・利用意向アンケートを 踏まえ設定 ・利用料は平成22年 4月1日から発生	・定額部分については日本建築行政会議 (ICBA)等の負担金を参考として、行政庁の規模により設定する。 ・従量部分については確認処分を行った建築確認物件数により算定する。 ・従量加算しない一定件数は100件程度とする。 ・データストック量の増大を勘案し、1物件あたりの単価を設定する。 ・データストック量の増大を勘案し、1物件あたりの単価を設定する。 ・だ量部分の1物件当たりの単価は、建物規模・取扱件数等に応じて設定する。	議(ICBA)等の負 と建築確認物件数 にする。 キあたりの単価を言 物規模・取扱件数	担金を参考と 灯により算定す 没定する。 等に応じて設	①報告書類の振分けや送 付手間、送付料の削減効 果(指定確認検査機関)② 受理したデータの台帳の入 力手間の削減効果(特定行 政庁)を考慮して単価を設 政庁)を考慮して単価を設 り作業量、送付量等も異な ることから、単価の設定を2 段階に分けている。

〈**注2)**台帳・帳簿登録閲覧システムは、現行確認支援システム導入庁のみが利用すると想定し、D1、D2、D3の総和が運営経費総額3.94億円となることを条件として(SD1+SD2+SD3=3.94億円)、検討中です。 例えば、都道府県で定額部分(D1)=200万円程度(最大値)となった際は、従量部分(D2)=500円(最小値)となります。 なお、 試算シートでは、D1、D2とも中央値付近を適用しています。

<平成22年度利用料概算計算例>

・計算例2:指定機関(知事指定)の場合 → 1~12万円(A)+ [なし(B1) +平成18年度確認件数×100円×2(B2)](B) + なし(C) + [60万円(D1) + 平成18年度確認件数×500円(D2) + ASP保管ストック件数×10円(D3)](D) + [30円(平均) * 送信件数](E) → 1~12万円(A)+ (別稀参照(B1)+ (平成18年度確認件数×100円×2)(B2) (B) +50万円(C) + [200万円(D1) + 平成18年度確認件数×500円(D2) + ASP保管ストック件数×10円(D3) [(D) + [120円(平均) × 受信件数] (E) ・計算例1:都道府県の場合

第4回共用DB連絡協議会総会(平成20年6月30日開催)配付資料抜粋

運営経費と利用料について

- 1.システム運営と利用料設定の考え方
- 2. 運営経費の分担(利用料)の考え方
 - (1)建築士・事務所登録閲覧システムについて
 - (2)台帳・帳簿登録閲覧システムについて
 - (3)通知・報告配信システムについて
 - (4)建築基準法令DBの利用料について
 - (5)道路情報登録閲覧システムについて
- 3.建築士法の事務に関する建築士・事務所登録 閲覧システム利用料について

1. システム運営と利用料設定の考え方

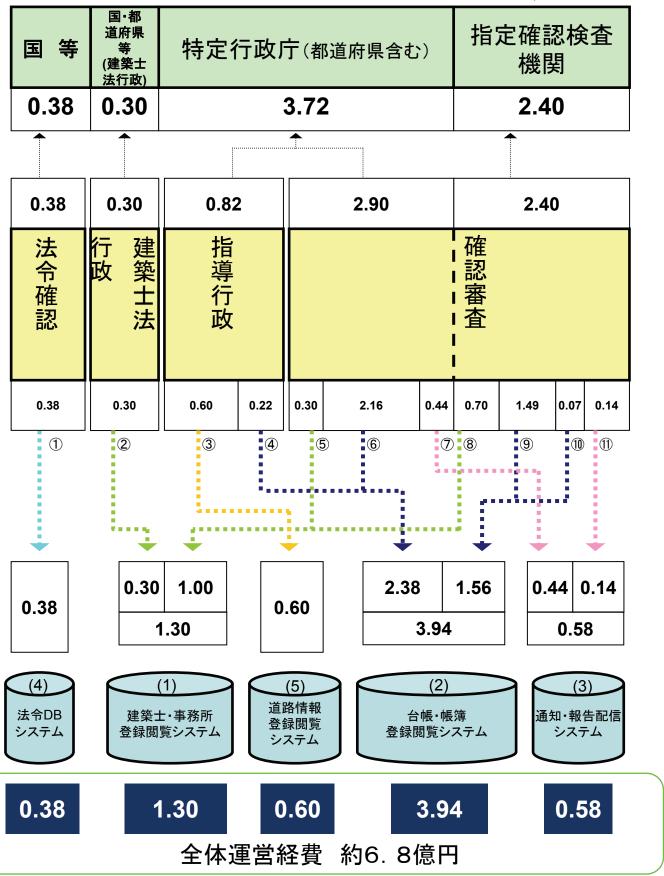
第3回総会にて説明済

- (1) 全体の運営経費は、年間6.8億円とし、利用料で賄うものとする。
- (2) 利用料は、定額制と従量制の組合せとする。(図1-1)
- (3) 定額部分は、サブシステム毎に運営費・導入率等を勘案して設定する。
- (4) 従量部分は、利用形態(登録、閲覧、送受信等)に応じたサブシステム毎の 単価に、各々の取扱件数(確認検査件数、建築士登録件数等)を乗じて設定 する。
- (5) 限定特定行政庁等、取扱件数が少ない団体の参加を促すため、取扱件数が一定量までは従量加算しないこととする。なお、その一定量に対する利用料については、現行支援システム導入庁の年間利用料を下回るように設定する。

- (6) 平成21年度に利用料が発生するのは建築士法の事務に関する建築士・事務所登録閲覧システムのみとする。
- (7)(6)以外の利用料については利用団体数や開発経費等が未確定な状況から更に検討を行う。

2. 運営経費の分担(利用料)の考え方

(単位:億円/年)



(1)建築士・建築士事務所登録閲覧システムについて

効果

- ・建築士事務所登録時において管理建築士の名寄せ照会を行うことにより、厳格な資格審査を行うことができる。
- 全国からの建築士資格の照会をオンライン化することにより、迅速かつ正確な審査を行うことができる。

年間運営 経費	番号	負担者 負担金額 想定団体	負担の考え方	単価の例示	負担発生時 期
1.30億円	2	都道府県(国 土交通省含 む) 指定法人 0.30億円 143機関	「5. 建築士法の事務に関する建築士・事務所登録閲覧システム利用料について(案)」(p44)による。		平成21年 4月1日
	(5)	特定行政庁 0.30億円 436機関	設計者・工事監理者の資格要件を 照会により確認することから、1照会 あたりの単価を設定する。	1照会につき100円程度	平成22年 4月1日
	8	指定確認検査 機関 0.70億円 125機関	設計者・工事監理者の資格要件を 照会により確認することから、1照会 あたりの単価を設定する。	1照会につき100円程度	平成22年 4月1日

(2)台帳・帳簿登録閲覧システムについて

効果

- ・法令で義務付けられている台帳・帳簿をデータベース化して保管することができる。
- ・建築物に係る事件・事故が起きた場合に、データベースから迅速に該当物件(類似物件)を検索し、対応策を講じることができる。

年間運営経費	番号	負担者 負担金額 想定参加団体	負担の考え方	単価の※総合		用の場合の単価を	を示す。	負担発生 時期
3.94 億円	6	特定行政庁	・定額部分については日本建築行		定額部分	分	従量部 分	平成22年 4月1日
		227~436機関	│ 政会議(以下「JC │ BA」という。)等の │ 負担金を参考とし	種 別	分類	金額	1物件 あたり	
			て、行政庁の規模 により設定する。 ・従量部分につい	都道府	県	130万円~ 200万円程度	500円 ~ 1,500	
			ては確認処分を 行った建築確認物	政令指	定都市	120万円~ 190万円程度	円程度	
			│ 件数による算定す │ る。 ・単価は参加団体	特定行 政庁	第4条第1 項	50万円~170 万円程度	-	
			・ 単価は参加団体 と 数により設定金額 に幅がでる。 ・ 従量加算しない 一定件数は100件 程度とする。	特定行 政庁	第4条第2 項	40万円~150 万円程度		
				特定行 政庁	特別区	25万円~150 万円程度		
				限定特定行政庁		5万円~10 万円程度	-	
	9	指定確認検査 機関	てはJCBA等の負担金を参考として、	大臣指	5指定 40万円~80 万円程度			平成22年 4月1日
		1.49億円 13~125機関		地方整	備局指定	30万円~70 万円程度		
		ては審査を行った 建築確認物件数 による算定する。 ・参加団体数によ り設定金額に幅が ある。 ・従量加算しない 一定件数は100件 程度とする。	知事指	定	20万円~60 万円程度			
	4	特定行政庁 0.22億円 227~436機関	データストック量の 増大を勘案し、1 物件あたりの単価 を設定する。	ストック1物件あたり10円程度				平成22年 4月1日
	10	指定確認検査 機関	データストック量の 増大を勘案し、1	ストック	1物件あたり10	円程度		平成22年 4月1日
		0.07億円 参加団体13~	│ 物件あたりの単価 │ を設定する。 │					
		参加団体13~ 125機関						

(3)通知・報告配信システムについて

効果

通知・報告資料を送信することにより、指定確認検査機関では郵送手間等を軽減することができる。通知・報告資料を受信することにより、特定行政庁では台帳への入力手間を軽減することができる。

年間運営 経費	番号	負担者 負担金額 想定参加団体	負担の考え方	単価の例示	負担発生時 期
0.58億円	11)	指定確認検査 機関 0.14億円 125機関	報告書類の振分けや送付手間、送 付料の削減効果を考慮して単価を 設定する。 また、物件規模により作業量、送付 料等も異なることから、単価の設定 を2段階に分けている。	・法第6条第1項第1号〜 第3号の1物件につき40 円程度 ・法第6条第1項第4号、 昇降機等、工作物の1物 件につき20円程度	平成22年 4月1日
	7	特定行政庁 0.44億円 436機関	受理したデータの台帳の入力手間の削減効果を考慮して単価を設定する。 また、物件規模による作業量、送付料等も異なることから、単価の設定を2段階に分けている	・法第6条第1項第1号〜 第3号の1物件につき160 円程度 ・法第6条第1項第4号、 昇降機等、エ作物の1物 件につき80円程度	平成22年 4月1日

(4)建築基準法令DBについて

効果

・建築物の増築・改築に際し、過去の建築基準法等の規制内容を検索することができる。また、大臣認定 DBを活用することにより、設計者、審査者の負担を軽減することができる。

年間運 営経費	番号	負担者 負担金額 想定参加団体	負担の考え方	単価の例示	負担発生時期
0.38 億円	1	国特定行政庁指定確認検査機関情報会員	 特定行政庁、指定確認 検査機関の負担額は、確 認や審査担当者数等を考 慮して決定する。 別途検討している情報会 員(個人、法人会員等)に 対して一定の負担を求め る。 	1万円~12万円程度	平成22年4月1日

(5)道路情報登録閲覧システムについて

効果・省令による指定道路図及び指定道路調書の作成から公開業務までを一連の作業として行うことができる。

年間運 営経費	番号	負担者 負担金額 想定参加団体	負担の考え方	単価の例示	負担発生時期
0.60 億円	3	特定行政庁 0.60億円 ソフト利用団体 200機関 総合管理セン ター利用団体50 機関	システムを利用する団体に対して一定の負担を求める。 加えて総合管理センターで公開業 務を行う場合は、応分の負担を求める。	ソフト利用1団体あ たり10万円~20万 円程度 総合管理センター 利用1団体あたり 60万円程度	平成22年4月1日

3. 建築士法の事務に関する建築士・事務所登録閲覧システム利用料について(案)

(1) 利用料の基本的な考え方について

- ①建築士・事務所登録閲覧システムの年間の運営経費は、約1.3億円と見込まれる。
- ②このうち、建築士法に基づく事務を行う国、都道府県等が負担する額の合計を年間約0.3億円とする。平成21年度はこの部分の利用料のみを徴収することとする。
- ③定額部分は建築士と建築士事務所の事務で各5万円/年とし、従量部分を加算する。
- ④平成21年度の国及び都道府県別の利用料は別表1のとおりとする。
- ⑤指定登録機関、指定事務所登録機関を指定した都道府県とそれぞれの機関との負担割合については、各都道府県とそれぞれの機関との協議に委ね、決定した内容で(財)建築行政情報センターとそれぞれの機関で契約を締結する。ただし、合計金額は都道府県別の金額(別表1)とする。

(2) 従量制の考え方について

建築士及び建築士事務所の登録件数を基本とし、以下の方法により分担・補正する。 (別表2)

- ①建築士と建築士事務所に関する事務の負担割合 登録収入等を勘案し、建築士に関する事務を行う者と建築士事務所に関する事 務を行う者の合計負担割合を、1299:1558≒1.0:1.2とする。
- ②建築士の種別による国・都道府県間の補正 1級建築士登録1件あたりの単価は、システム規模を勘案し2級・木造建築士の 単価に1.18を乗じて補正する。
- ③人口増減率による各都道府県間の補正
 - 2 級・木造建築士の登録件数と各年度における新規登録件数の地域差を勘案し、 昭和60年~平成17年の20年間の人口の増減率による係数を乗じて補正する。

建築士法の事務に関する建築士・事務所登録閲覧システムの国・都道府県別利用料(平成21年度)(案)

	7 4 4	5.十	建筑工	車 数	Δ:	<u>(単位:円/年)</u> 計
都道府県名	建第		建築士		台	
日本大阪小	税抜き	税込み	税抜き	税込み	税抜き	税込み
国土交通省 北海道	4,540,000 400.000	4,767,000		714 000	4,540,000	4,767,000
	,	420,000	680,000	714,000	1,080,000	1,134,000 252.000
青森 岩手	90,000 90,000	94,500 94,500	150,000 160,000	157,500 168,000	240,000 250,000	262,500
宮城	200,000	210,000	330,000	346,500	530,000	556,500
秋田	100,000	105,000	200,000	210,000	300,000	315,000
山形	100,000	105,000	200,000	210,000	300,000	315,000
福島	140,000	147,000	260,000	273,000	400,000	420,000
^{抽岛} 茨城	160,000	168,000	330,000	346,500	490,000	514,500
栃木	100,000	105,000	220.000	231.000	320,000	336,000
群馬	140,000	147,000	270,000	283,500	410,000	430,500
埼玉	390,000	409,500	740,000	777,000	1,130,000	1,186,500
<u> </u>	280,000	294,000	540,000	567,000	820,000	861,000
<u>- *</u> 東京	960,000	1,008,000	2,120,000	2,226,000	3,080,000	3,234,000
神奈川	430,000	451,500	900.000	945,000	1,330,000	1,396,500
新潟	200,000	210,000	360,000	378.000	560,000	588.000
富山	120.000	126,000	180,000	189,000	300,000	315,000
石川	110.000	115,500	200,000	210,000	310,000	325.500
福井	80,000	84,000	140,000	147,000	220,000	231,000
山梨	60,000	63,000	130,000	136,500	190,000	199,500
長野	170,000	178,500	350.000	367,500	520,000	546,000
岐阜	120,000	126,000	230.000	241,500	350,000	367,500
静岡	240,000	252,000	480,000	504,000	720,000	756.000
愛知	460,000	483,000	710,000	745,500	1,170,000	1,228,500
三重	120,000	126,000	200,000	210,000	320,000	336,000
	110,000	115,500	170,000	178,500	280,000	294,000
京都	210,000	220,500	310,000	325,500	520,000	546,000
大阪	600,000	630,000	950,000	997,500	1,550,000	1,627,500
兵庫	340,000	357,000	520,000	546,000	860,000	903,000
奈良	80,000	84,000	130,000	136,500	210,000	220,500
和歌山	70,000	73,500	110,000	115,500	180,000	189,000
鳥取	50,000	52,500	80,000	84,000	130,000	136,500
島根	60,000	63,000	110,000	115,500	170,000	178,500
岡山	120,000	126,000	230,000	241,500	350,000	367,500
広島	190,000	199,500	370,000	388,500	560,000	588,000
山口	100,000	105,000	200,000	210,000	300,000	315,000
徳島	70,000	73,500	140,000	147,000	210,000	220,500
香川	90,000	94,500	190,000	199,500	280,000	294,000
愛媛	100,000	105,000	190,000	199,500	290,000	304,500
高知	60,000	63,000	110,000	115,500	170,000	178,500
福岡	350,000	367,500	530,000	556,500	880,000	924,000
佐賀	60,000	63,000	90,000	94,500	150,000	157,500
長崎	80,000	84,000	140,000	147,000	220,000	231,000
熊本	110,000	115,500	200,000	210,000	310,000	325,500
大分	80,000	84,000	140,000	147,000	220,000	231,000
宮崎	90,000	94,500	190,000	199,500	280,000	294,000
鹿児島	90,000	94,500	210,000	220,500	300,000	315,000
沖縄	80,000	84,000	190,000	199,500	270,000	283,500
計	12,990,000	13,639,500	15,580,000	16,359,000	28,570,000	29,998,500

国•都道府県名	人口増減率	1級、2級、木造建築士						建築士事務所		
	(S60~H17)	登録者数	級別補正係数	人口補正係数	単価係数	税抜金額(円/年)	登録件数	単価係数	税抜金額(円/年)	税抜合計(円/年)
国土交通省	_	326,161	1.18	1.0000	11.783	4,540,000		_	_	4,540,000
北海道	0.9909	36,214	1.00	0.9449	11.783	400,000	5,794	117.649	680,000	1,080,000
青森	0.9424	8,245	1.00	0.8987	11.783	90,000	1,281	117.649	150,000	240,000
岩手	0.9661	8,474	1.00	0.9213	11.783	90,000	1,365	117.649	160,000	250,000
宮城	1.0845	16,799	1.00	1.0342	11.783	200,000	2,807	117.649	330,000	530,000
秋田	0.9135	9,340	1.00	0.8711	11.783	100,000	1,712	117.649	200,000	300,000
山形	0.9640	9,503	1.00	0.9192	11.783	100,000	1,680	117.649	200,000	300,000
福島	1.0053	12,723	1.00	0.9587	11.783	140,000	2,181	117.649	260,000	400,000
茨城	1.0918	13,200	1.00	1.0412	11.783	160,000	2,831	117.649	330,000	490,000
栃木	1.0807	8,232	1.00	1.0306	11.783	100,000	1,849	117.649	220,000	320,000
群馬	1.0535	11,508	1.00	1.0047	11.783	140,000	2,330	117.649	270,000	410,000
埼玉	1.2030	29,168	1.00	1.1472	11.783	390,000	6,268	117.649	740,000	1,130,000
千葉	1.1764	20,976	1.00	1.1219	11.783	280,000	4,579	117.649	540,000	820,000
東京	1.0632	80,208	1.00	1.0139	11.783	960,000	18,025	117.649	2,120,000	3,080,000
神奈川	1.1829	32,519	1.00	1.1281	11.783	430,000	7,646	117.649	900,000	1,330,000
新潟	0.9810	18,156	1.00	0.9355	11.783	200,000	3,024	117.649	360,000	560,000
富山	0.9941	10,938	1.00	0.9480	11.783	120,000	1,506	117.649	180,000	300,000
石川	1.0188	9,869	1.00	0.9716	11.783	110,000	1,683	117.649	200,000	310,000
福井	1.0048	7,242	1.00	0.9582	11.783	80,000	1,184	117.649	140,000	220,000
山梨	1.0621	5,088	1.00	1.0128	11.783	60,000	1,098	117.649	130,000	190,000
長野	1.0277	14,685	1.00	0.9800	11.783	170,000	2,988	117.649	350,000	520,000
岐阜	1.0388	10,143	1.00	0.9906	11.783	120,000	1,969	117.649	230,000	350,000
静岡	1.0609	19,732	1.00	1.0117	11.783	240,000	4,094	117.649	480,000	720,000
愛知	1.1239	36,768	1.00	1.0717	11.783	460,000	6,028	117.649	710,000	1,170,000
三重	1.0685	9,997	1.00	1.0189	11.783	120,000	1,734	117.649	200,000	320,000
滋賀	1.1942	8,512	1.00	1.1389	11.783	110,000	1,487	117.649	170,000	280,000
京都	1.0236	18,009	1.00	0.9761	11.783	210,000	2,619	117.649	310,000	520,000
大阪	1.0172	52,086	1.00	0.9700	11.783	600,000	8,100	117.649	950,000	1,550,000
兵庫	1.0592	28,855	1.00	1.0101	11.783	340,000	4,420	117.649	520,000	860,000
奈良	1.0892	6,728	1.00	1.0387	11.783	80,000	1,122	117.649	130,000	210,000
和歌山	0.9529	6,447	1.00	0.9087	11.783	70,000	949	117.649	110,000	180,000
鳥取	0.9854	4,060	1.00	0.9397	11.783	50,000	676	117.649	80,000	130,000
島根	0.9340	5,762	1.00	0.8907	11.783	60,000	973	117.649	110,000	170,000
岡山	1.0211	10,805	1.00	0.9737	11.783	120,000	1,969	117.649	230,000	350,000
広島	1.0204	16,754	1.00	0.9731	11.783	190,000	3,117	117.649	370,000	560,000
山口	0.9319	9,651	1.00	0.8887	11.783	100,000	1,660	117.649	200,000	300,000
徳島	0.9701	6,358	1.00	0.9251	11.783	70,000	1,198	117.649	140,000	210,000
香川	0.9901	7,768	1.00	0.9441	11.783	90,000	1,600	117.649	190,000	280,000
愛媛	0.9594	8,961	1.00	0.9149	11.783	100,000	1,590	117.649	190,000	290,000
高知	0.9482	5,514	1.00	0.9042	11.783	60,000	893	117.649	110,000	170,000
福岡	1.0701	29,309	1.00	1.0204	11.783	350,000	4,546	117.649	530,000	880,000
佐賀	0.9845	5,255	1.00	0.9388	11.783	60,000	791	117.649	90,000	150,000
長崎	0.9276	8,054	1.00	0.8846	11.783	80,000	1,165	117.649	140,000	220,000
熊本	1.0024	9,641	1.00	0.9559	11.783	110,000	1,737	117.649	200,000	310,000
大分	0.9675	7,449	1.00	0.9226	11.783	80,000	1,194	117.649	140,000	220,000
宮崎	0.9809	7,859	1.00	0.9354	11.783	90,000	1,591	117.649	190,000	280,000
鹿児島	0.9637	8,223	1.00	0.9190	11.783	90,000	1,743	117.649	210,000	300,000
沖縄	1.1548	5,807	1.00	1.1012	11.783	80,000	1,632	117.649	190,000	270,000
計		1,043,755				12,990,000	132,428		15,580,000	28,570,000

⁽注)人口補正係数=人口増減率(S60~H17)×二木合計登録者数÷人口補正後の二木合計登録者数。

金額は登録件(者)数に各係数を乗じて四捨五入。ただし下限を50,000円(基本料金)とする。なお、端数処理の関係で国(一級)の利用料のみ切り上げ。

建築確認等事務改善のための共用データベースの普及促進策に関するアンケート

集計結果報告書

平成20年11月

建築行政共用データベースシステム連絡協議会 (事務局:財団法人建築行政情報センター)

アンケートの趣旨

建築行政共用データベースシステム(以下、「共用DB」という。)は、国、都道府県、特定行政庁、指定確認検査機関をはじめとする関係機関の情報を集約し、それらを相互に利活用することにより、建築行政の迅速化、業務の効率化を図るものである。

そのためには、多くの関係機関が共用DBに参加する必要があり、関係機関による 建築行政共用データベース連絡協議会(以下、「連絡協議会」という。)を組織して、 共用DBの構築趣旨、開発状況等の周知、普及促進を図ってきた。

一方、関係機関の情報を集約することは、一つ一つの関係機関にとって、直接的に 利害が一致するとは限らないという側面もあり、共用 D B を円滑に稼働開始し、永続 的に運用していくためには、法規制等を含めた環境整備を検討する必要があると思わ れる。

そこで、平成20年6月30日に開催された第4回連絡協議会総会では、多くの関係機関が共用DBに参加するための下記環境整備項目が事務局(財団法人建築行政情報センター)より提示され、今後、関係機関の意見を踏まえて検討を進めることとなった。

(環境整備事項)

- (1)指定確認検査機関が特定行政庁に対して行う確認及び検査の報告については、 現在、紙又は電子ファイルのどちらかでも行えることとなっているが、実態と して両方を求められており不合理であることから、当該業務の効率化・合理化 のため、電子ファイル(オンライン処理)で行うこととすべきである。
- (2)特定行政庁による台帳の整備に関しては、事件・事故等に対する既存建築物等 の情報の迅速な検索が求められていることから、これらの情報の共有化を図り、 データベース化すべきである。
- (3) 各都道府県知事が行う建築士事務所登録の際の管理建築士の専任性チェックに ついては、他の都道府県の建築士及び建築士事務所情報のいわゆる「名寄せ」 が不可欠であることから、これら情報の共有化を図り、データベース化すべき である。
- (4)建築確認における建築士及び建築士事務所の確認にあたっては、現行の免許証の確認だけでは不十分であることから、直近の処分状況なども確認できる建築行政共用データベースシステムの「建築士・事務所登録閲覧システム」で行うようにすべきである。
- (5)大臣認定書の認定内容及び写しを建築主事等に提供又は一般公開するため、当 該情報のデータベース化については国費にて行うべきである。

本アンケートは、上記環境整備項目に対する関係機関の意見を把握し、的確な環境整備の検討を進めることを目的に実施した。

アンケート概要

1.調査期間: 平成 20 年 9 月 30 日~10 月 15 日

2. 対象: 連絡協議会会員 383 機関

内訳 特定行政庁 302、指定確認検査機関 81

3.調査方法:アンケート送付による

(依頼文書 別紙1、特定行政庁向け 別紙2、指定確認検査機

関向け 別紙3)

4.回答方法 : メール又はFAXによる

5.返送数:335/383(87%)

内訳 特定行政庁 271 / 302 (90%)

指定確認検査機関 64 / 81 (79%)

Ⅲ. 集計結果 (特定行政庁・指定確認検査機関別集計)

- 1. 指定機関が特定行政庁に対して行う報告について【環境整備事項(1)関連】
 - ①確認及び検査の報告の現状

【質問】

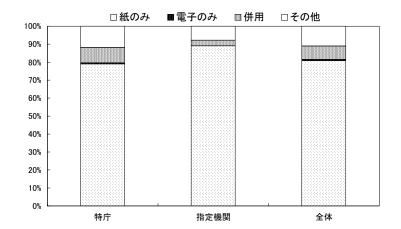
現在、建築基準法施行規則により確認及び検査の報告は、紙又は電子ファイルのどちらでも行えることになってい ます。貴庁[機関]ではどちらの方法で提出を求めている[行っている]か伺います。

※[]内は指定確認検査機関向け質問

【回答分布】

	特庁	指定機関	全体
紙のみ	214	57	271
電子のみ	2	0	2
併用	23	2	25
その他	32	5	37
合計	271	64	335

「その他」を選択した機関においては、 紙・電子以外の方法をとっているのでは なく、「特に方法を指定していない」とい うものであり、実質的にそのほとんどは 「紙のみ」である。



②電子化の義務付け

一確認及び検査の報告を電子ファイルで行うことの義務付けについて、どのようにお考えですか。ご意見を伺います。

【回答分布】

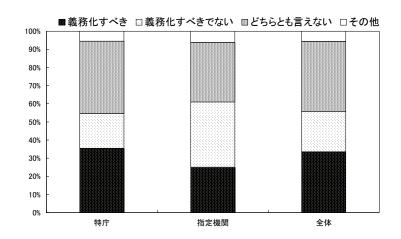
	特庁	指定機関	全体
義務化すべき	96	16	112
義務化すべきでない	52	23	75
どちらとも言えない	108	21	129
その他	15	4	19
合計	271	64	335

主な肯定的意見

- 事務の効率化を図ることができる省スペース化を図ることができる

主な否定的意見

- ・システム導入予算や人員が確保 できない
- セキュリティーが不安
- ・内容チェックに紙が必要



③義務化後の対応

【質問】

仮に、建築基準法施行規則によって確認及び検査の報告を電子ファイルで行うことが義務付けられたら、どのように対応されますか。

【回答分布】

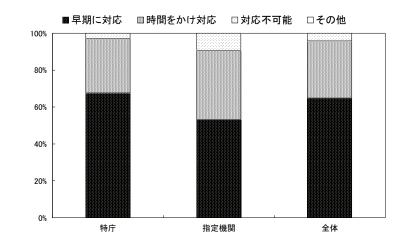
	特庁	指定機関	全体
早期に対応	181	34	215
時間をかけ対応	79	24	103
対応不可能	8	6	14
その他	0	0	0
合計	268	64	332

対応に時間がかかる主な理由

- ・システム導入予算が確保できない
- ・セキュリティー対策、ネットワーク等の環境整備に手間がかかる

対応できない主な理由

- ・システム導入予算が確保できない
- ・入力要員の確保が困難



【考察】

指定確認検査機関(以下、「指定機関」という。)から特定行政庁に対する報告を電子ファイルで行うことについて、現状では全体の約8割が紙のみで行われており、約1割が電子ファイル併用、ごくわずかではあるがペーパーレスでの実施も存在する(質問①)。

このような状況において、報告を電子ファイルで行うことを義務付けた場合、ほとんどの 関係機関において現状の報告方法を変更する必要を生ずるが、義務付けの賛否については、 賛成が全体の約3割、反対が約2割という結果となった(質問②)。

特定行政庁と指定機関では賛否の分布に相違を生じており、特定行政庁では賛成が反対を 上回っているのに対し、指定機関ではその逆となっている。

双方の反対理由について見ていくと、予算上の問題、マンパワーの問題等が相当割合を占めている。また、「電子化過渡期の混乱が心配」、「電子化の方法がわからない」ことも挙げられている。しかしながら、これらはいずれもコストと時間で解決可能な問題であり、このことは、義務化された場合「早期に対応」または「時間をかけて対応」する機関が95%を超えている(質問③)ことに裏付けられる。また同時に、義務化する場合には経過措置を設ける必要が窺える。

その他、反対理由として「内部決裁に紙が必要 (特定行政庁)」、「電子のみではセキュリティー上、長期保存上不安」がある。前者は法令等による義務付けを機に特定行政等の内部規定を調整することで解決できるが、後者のセキュリティーや長期保存といった、紙から電子に移行する際に必要となる技術の選定、考え方の整理等は、今後の建築行政共用データベースの構築を進める上での課題である。

2. 台帳・帳簿のデータベース化について【環境整備事項(2)関連】

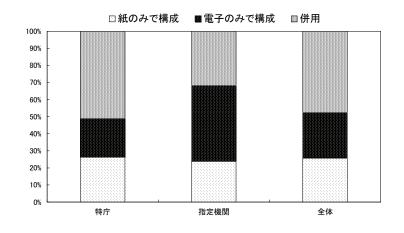
①現状

【質問】

現在、建築基準法第12条第7項の台帳整備[機関省令第28条の帳簿の備付け]は、建築基準法施行規則等[同省 令]により紙又は電子ファイルのどちらでも行えることになっています。貴庁[貴機関]では現在どちらの方法で行っ ているか伺います。 ※[]内は指定確認検査機関向け質問

【回答分布】

	特庁	指定機関	全体
紙のみで構成	71	15	86
電子のみで構成	61	28	89
併用	139	20	159
合計	271	63	334



②台帳・帳簿の義務化について

【質問】

<u>- 台帳整備[帳簿の備付け]を電子ファイルで行うことの義務付けについて、どのようにお考えですか。ご意見を伺い</u> ます。

【回答分布】

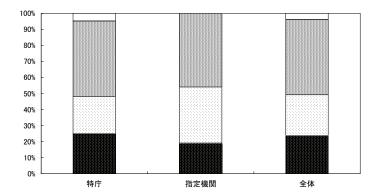
	特庁	指定機関	全体
義務化すべき	67	12	79
義務化すべきでない	63	22	85
どちらとも言えない	127	29	156
その他	13	0	13
合計	270	63	333

主な肯定的意見

- 事務の効率化を図ることができる省スペース化を図ることができる

- 主な否定的意見 ・システム導入予算が確保できない
- ・整備すべき側で判断すべきことである

■義務化すべき □義務化すべきでない ■どちらとも言えない □その他



③義務化後の対応

【質問】

仮に、建築基準法施行規則[機関省令等]によって電子化が義務付けられたらどのように対応されますか。 ※「〕内は指定確認検査機関向け質問

【回答分布】

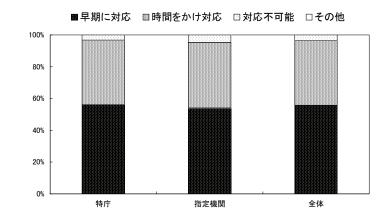
	特庁	指定機関	全体
早期に対応	151	34	185
時間をかけ対応	109	26	135
対応不可能	9	3	12
その他	0	0	0
合計	269	63	332

対応に時間がかかる主な理由

- ・システム導入予算が確保できない
- ・過去の物件の台帳整備に手間がかかる

対応できない主な理由

- ・システム導入予算が確保できない
- ・入力要員の確保が困難



【考察】

現状では、全体の約2割、指定機関では約4割が電子のみで構成されており、電子・紙併用を含めると全体の約7割で台帳・帳簿の電子化が進んでいることがわかる(質問①)。

台帳・帳簿の電子化を義務付けることについては、全体では賛成、反対とも約2割ずつとなっている(質問②)。

全体の約7割で電子化が進んでいるにもかかわらず、電子化の義務付けへの賛成が約2割と少ないのは、新規物件は電子化しても過去物件の電子化が進んでいないため、過去物件も含めた電子化は各機関の裁量に任せるべきとの考えによっている。

特定行政庁と指定機関の賛否分布、反対の場合の理由については、報告を電子ファイルで行うことの義務付け(環境整備事項(1)に関する質問②)とほぼ同様である。

主な反対理由として予算、要員不足の問題が挙げられるが、台帳・帳簿の電子化が義務化された場合「早期に対応」または「時間をかけて対応」する機関が95%を超えている(質問③)ことから、これら問題はコストと時間で解決可能であることが窺える。

但し、過去物件をどこまで電子化するかについては、建築行政共用データベースに集約された建築物ストック情報の具体的な活用方策を含めて検討すべき課題である。

3. 建築確認における建築士及び建築士事務所の確認について (環境整備事項(3)(4)関連]

①共用DBを利用した資格チェックの義務化

【質問】

現在規則では、確認審査の際、建築士免許証の写しによる建築士資格チェックを義務付けていますが、建築士の直近の処分状況等のチェックができず、十分な審査ができているとはいえない状況にあります。共用データベースを利用すれば、簡単に建築士資格チェックの徹底を図ることが可能となりますが、共用データベースを利用した建築士資格チェックの義務付けについてご意見を伺います。

【回答分布】

	特庁	指定機関	全体
義務化すべき	97	17	114
義務化すべきでない	49	24	73
どちらとも言えない	110	21	131
その他	15	2	17
合計	271	64	335

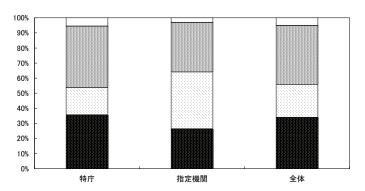
主な肯定的意見

・建築士資格チェックが徹底できる

主な否定的意見

- ・現行の資格チェックで十分である
- ・費用対効果が低い

■義務化すべき 図義務化すべきでない 圖どちらとも言えない □その他



【考察】

共用データベースを利用した建築士資格チェックを義務化については、賛成が全体の約3割、反対が約2割であった。但し、指定機関については反対が賛成を上回る割合(約3割)を占める。

主な賛成意見は、建築士資格チェックの徹底を図るべきとするものであり、まさに共用データベースの構築趣旨に沿ったものである。

一方、主な反対意見として、現行の資格チェックで十分であること、費用対効果が低いことが挙げられている。

すなわち、行政処分によって設計資格要件を満たさない建築士による物件の確認申請は、 確認申請全体の中では極めてまれであるのが現状であり、それをチェックするために過大な コスト負担が困難との趣旨である。

しかしながら、建築士法改正によって構造及び設備設計一級建築士が創設され、これらの 資格を審査機関がチェックすることは消費者保護の観点からも必要なことである。

4. 大臣認定書のデータベース化について 【環境整備事項(5)関連】

①大臣認定書の写しのデータベースを国費で行うべき

【質問】

大臣認定書の認定内容及び写しを建築主事等に提供又は一般公開するため、当該情報のデータベース化については国費で行うべきと考えますが、ご意見を伺います。

【回答分布】

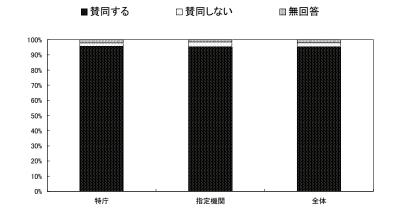
	特庁	指定機関	全体
賛同する	258	61	319
賛同しない	6	2	8
無回答	6	1	7
合計	270	64	334

主な肯定的意見

・利用料も国費とすべき

主な否定的意見

・設計者で対応すべきで、国費を使うべきでない



【考察】

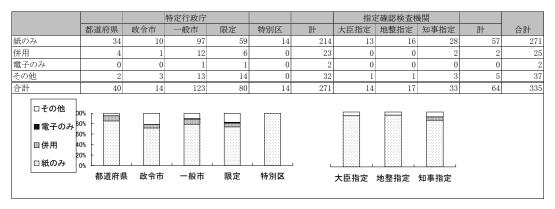
大臣認定書の写しのデータベース化を国費で行うことについては、関係者の圧倒的多数から賛同を得た。

このことを踏まえ、連絡協議会事務局にて、国に働きかけていきたい。

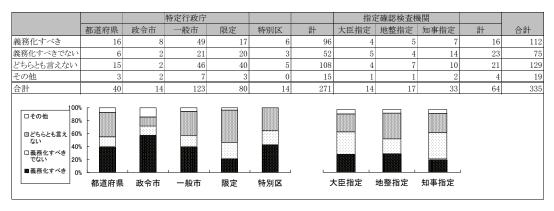
IV. 集計結果 (機関区分別集計)

1. 指定機関が特定行政庁に対して行う報告について

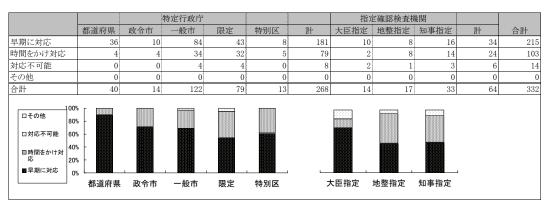
①確認及び検査の報告の現状



②電子化の義務付け



③義務化後の対応



2. 台帳・帳簿のデータベース化について

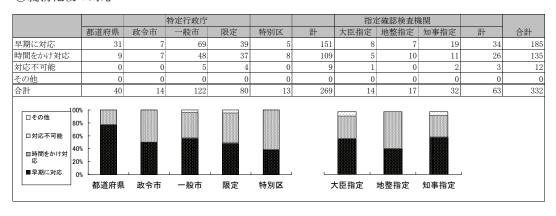
①現状

		1	特定行政庁				指定	官確認検査機			
	都道府県	政令市	一般市	限定	特別区	計	大臣指定	地整指定	知事指定	計	合計
紙のみで構成	9	0	29	26	7	71	3	5	7	15	80
電子のみで構成	11	7	27	14	2	61	7	4	17	28	8
併用	20	7	67	40	5	139	4	8	8	20	15
合計	40	14	123	80	14	271	14	17	32	63	33
回併用 100 80 80 60 60 60 70 70 70 70 70 70 70 70 70 70 70 70 70	6 - 6 - 6 -		一般市	限定	特別区		、 大臣指定	地整指定	知事指定	ı	

②台帳・帳簿の義務化について

			特定行政庁				指定	定確認検査機	 獎関		
	都道府県	政令市	一般市	限定	特別区	≕	大臣指定	地整指定	知事指定	計	合計
義務化すべき	7	5	39	14	2	67	2	4	6	12	79
義務化すべきでない	9	0	29	23	2	63	4	6	12	22	85
どちらとも言えない	21	7	51	39	9	127	8	7	14	29	156
その他	3	1	4	4	1	13	0	0	0	0	13
合計	40	13	123	80	14	270	14	17	32	63	333
□その他 80% 80% 80% 80% 80% 80% 80% 80% 80% 80%	6 - 6 - 6 -	政令市	一般市	限定	特別区		臣指定	地整指定	知事指定	ı	

③義務化後の対応



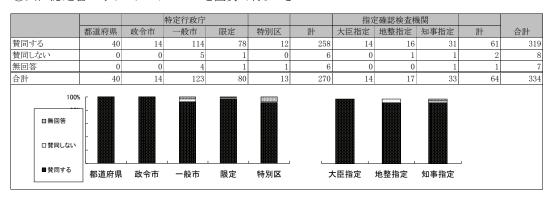
3. 建築確認における建築士及び建築士事務所の確認について

①共用DBを利用した資格チェックの義務化

		ļ	特定行政庁				指定	官確認検査機	幾関		
	都道府県	政令市	一般市	限定	特別区	≕	大臣指定	地整指定	知事指定	計	合計
義務化すべき	17	7	46	24	3	97	1	6	10	17	114
義務化すべきでない	8	3	18	15	5	49	6	7	11	24	73
どちらとも言えない	11	3	54	37	5	110	7	4	10	21	131
その他	4	1	5	4	1	15	0	0	2	2	17
合計	40	14	123	80	14	271	14	17	33	64	335
100% □その他 □どちらとも言えない □義務化すべきでない ■義務化すべき		, 政令市	一般市	限定	特別区	_	大臣指定	地整指定	知事指定	ı	

4. 大臣認定書のデータベース化について

①大臣認定書の写しのデータベースを国費で行うべき



 2 0 I C B A 第 7 4 号

 平成 20 年 9 月 30 日

建築行政共用データベースシステム 連絡協議会会員 各位

建築行政共用データベースシステム連絡協議会事務局 (財団法人建築行政情報センター 理事長 那珂 正)

建築確認等事務改善のための共用データベースの 普及促進策に関するアンケートについて(お願い)

平素より、皆様におかれましては格段のご協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

さて、当連絡協議会では、平成20年6月30日に開催した第4回総会において、多くの関係機関が共用データベースシステムに参加できるような環境整備として、普及促進策に関する意見書を取りまとめていく旨提案いたしました。

つきましては、下記環境整備事項に関し別添のアンケートにより貴職のご意見、ご要望についてご 回答をお願いいたします。

なお、回答の集計結果は、平成20年11月7日に予定している第5回連絡協議会総会でご報告し、 今後の対応についてお諮りいたします。

また、お忙しいところ大変恐縮ですが、回答を<u>平成20年10月15日(水)まで</u>に、当財団あてメール又はFAXで送付していただきますようお願い申し上げます。

記

(環境整備事項)

- (1) 指定確認検査機関が特定行政庁に対して行う確認及び検査の報告については、現在、紙又は電子ファイルのどちらかでも行えることとなっているが、実態として両方を求められており不合理であることから、当該業務の効率化・合理化のため、電子ファイル(オンライン処理)で行うこととすべきである。
- (2) 特定行政庁による台帳の整備に関しては、事件・事故等に対する既存建築物等の情報の迅速な 検索が求められていることから、これらの情報の共有化を図り、データベース化すべきである。
- (3) 各都道府県知事が行う建築士事務所登録の際の管理建築士の専任性チェックについては、他の 都道府県の建築士及び建築士事務所情報のいわゆる「名寄せ」が不可欠であることから、これ ら情報の共有化を図り、データベース化すべきである。
- (4) 建築確認における建築士及び建築士事務所の確認にあたっては、現行の免許証の確認だけでは 不十分であることから、直近の処分状況なども確認できる建築行政共用データベースシステム の「建築士・事務所登録閲覧システム」で行うようにすべきである。
- (5) 大臣認定書の認定内容及び写しを建築主事等に提供又は一般公開するため、当該情報のデータ ベース化については国費にて行うべきである。

※アンケート用紙の電子ファイルは、下記サイトよりダウンロードできます。

URL: http://www.icba.or.jp/DBkyougikai/kain/kaintop.htm

パスワードがご不明な場合はお問い合わせください。

問い合わせ先及び送付先

財団法人建築行政情報センター (担当) 戸崎、久保

電話 03-5225-7706 FAX 03-5225-7731

Mail: dbkyougikai@icba.or.jp

特定行政庁向けアンケート用紙

別紙2

アンケート用紙

行政厅名	: 節者名:		
ご連絡先	:TEL: FAX:	E-mail:	
	質問事項	ご回答(選択肢の場合は右欄に番号・記号を記入してください)	回答番号
1. 指:	定確認検査機関が特定行政庁に対して行う確認及び検査の報告	(選択肢) (選択肢) について 【環境整備事項(1)関連】	金号
	Children Maria Maria Maria Maria Maria Maria Maria Maria Maria	1. 専ら紙での提出を求めている	
118	在、建築基準法施行規則により確認及び検査の報告は、紙又は電	2. 専ら電子ファイルでの提出を求めている 電 3. 提出を求める機関によって異なる	+
① 子	ロ、左米金子(AMT)が新いるい場合のできる。 ファイルのどちらでも行えることになっています。貴庁ではどちらの 法で指定確認検査機関に提出を求めているか伺います。	(電子ファイルで行っている比率をご記入ください 約 %)	
		4. その他(
		1. 規則改正等で義務付けすることにより、全機関が電子ファイルで行うようにするべきである	
		2. 義務付けするべきでない	+
~ 確	認及び検査の報告を電子ファイルで行うことの義務付けについて	3 どちらともいえない	1
ع 2	のようにお考えですか。ご意見を伺います。	、 4. その他(
		(意見欄:	1
		1. 規則に従って早期に電子ファイルでの提出を求める	
		2. 時間をかけて順次、電子ファイルでの提出に移行する]
		(理由:	
_		3. 電子ファイルでの提出を求めることはできない	-
	に、建築基準法施行規則によって確認及び検査の報告を電子ファ ルで行うことが義務付けられたら、どのように対応されますか。	/ (理由:	ĺ
- ["	レントリンにこの一般の方にはいっていたっているというにいいいできたのであった。	(意見欄:	4
		(息牙懶:	
2. 特	定行政庁による台帳、指定確認検査機関の帳簿のデータベース・	化について 【環境整備事項(2)関連】	
T	ACTION OF THE PROPERTY OF THE	1. 専ら紙で行っている	
現	在、建築基準法第12条第7項の台帳整備は、建築基準法施行規則	2. 専ら電子ファイルで行っている	-
	により紙又は電子ファイルのどちらでも行えることになっています。	2、3の場合、どのようなシステムで行っているか、ご記入願います	1
貝	庁では現在どちらの方法で行っているか伺います。	(システム名:	1
		1. 義務付けするべきである	<u> </u>
		(理由:	
		2. 義務付けすべきでない	+
		(理由:	ĺ
	に 軟件ナーファーノリッグ・フェートの美な人はについて だの にこに		4
2 号	帳整備を電子ファイルで行うことの義務付けについて、どのように えですか。ご意見を伺います。		1
		(理由:	1
		4. その他(
		(意見欄:	1
		1. 規則に従って早期に対応する	
		2. 時間をかけて対応する	Ţ
		(理由:	
□ (反	に、建築基準法施行規則によって電子化が義務付けられたらどの	3. 対応できない	+
3 F.	うに対応されますか。	(理由:	ĺ
		(意見欄:	4
		(AEA 元 作例)	
3. 建	築確認における建築士及び建築士事務所の確認について 【ヨ	景境整備事項(3)、(4)関連】	
		1. 義務付けするべきである	ļ
		(理由:	
		2. 義務付けするべきでない	Ţ
	在規則では、確認審査の際、建築士免許証の写しによる建築士資	賃 (理由:	
格チ	チェックを義務付けていますが、建築士の直近の処分状況等の ェックができず、十分な審査ができているとはいえない状況にあり	ま 3. どちらともいえない	+
①すん	ェックができず、十分な審査ができているとはいえない状況にあり。 。共用データベースを利用すれば、簡単に建築士資格チェックの得 を図ることが可能となりますが、共用データベースを利用した建築	(理由:	
±	資格チェックの義務付けについてご意見を伺います。	4. その他(1
		(意見欄:	1
1 +	S数字書のデータペーフルについて 「理性数機事体(c)間 is		
	豆認定書のデータベース化について 【環境整備事項(5)関連 臣認定書の認定内容及び写しを建築主事等に提供又は一般公開		T
1 す	日認定者の認定内谷及い与しを建案土事寺に定供又は一般公開 るため、当該情報のデータベース化については国費で行うべきと₹ ますが、ご意見を伺います。	考	-
		2. 賛同しない	

指定確認検査機関向けアンケート用紙

別紙3

アンケート用紙

	·		
ご連絡先TEL: E-mail:			
	質問事項	ご回答(選択肢の場合は右欄に番号・記号を記入してください)	回答
		(選択肢)	番号
1.	指定確認検査機関が特定行政庁に対して行う確認及び検査の報告に		
		1. 専ら紙で行っている	
1	子ファイルのどちらでも行えることになっています。 貴機関ではどちらの方法で行っているか又は提出を求めているか伺います。	2. 専ら電子ファイルで行っている	
		3. 提出先の特定行政庁によって異なる	
		(電子ファイルで行っている比率をご記入ください 約 %)	
		4. その他(
	確認及び検査の報告を電子ファイルで行うことの義務付けについて、	1. 規則改正等で義務付けすることにより、全機関が電子ファイルで行うよ	
		うにするべきである	
		2. 義務付けするべきでない	1
		3. どちらともいえない	1
2			1
		4. その他(
		(意見欄:	1
	仮に、建築基準法施行規則によって確認及び検査の報告を電子ファイルで行うことが義務付けられたら、どのように対応されますか。	1. 規則に従って早期に対応する	l
		2. 時間をかけて対応する	
		(理由:	
		3. 対応できない 	Į.
(3)		(理由:	
		(意見欄:	
		(总元悝)	
2.	特定行政庁による台帳、指定確認検査機関の帳簿のデータベース化		
	現方 機関火会(※)等20条の帳簿の借付けけ、同火会に上げ紅立け	1. 専ら紙で行っている	
1	「雨マコーノ」のじょうでも行うてこしにかっています。 実機間では頂大	<u>た. 守り追う / </u>	l
		3. Hmc Ct. 2	
		2、3の場合、どのようなシステムで行っているか、ご記入願います	
	※機関省令:建築基準法に基づく指定資格検定機関等に関する省令	(システム名:	
	帳簿の備付けを電子ファイルで行うことの義務付けについて、どのようにお考えですか。ご意見を伺います。	1. 義務付けするべきである	
			ĺ
		(理由:	
		2. 義務付けすべきでない	
		(理由:	
2		3. どちらともいえない	
		(理由:	
		1 7 0 lb (
		4. その他(
		(意見欄:	
		 1. 省令等に従って早期に対応する	
	仮に、機関省令等によって電子化が義務付けられたらどのように対応 されますか。	2. 時間をかけて対応する	1
			1
		[(理由:	
3		3. 対応できない	
۳		(理由:	
		(意見欄:	
L			
3.	建築確認における建築士及び建築士事務所の確認について 【環	竟整備事項(3)、(4)関連】	
1	現在建築基準法施行規則では、確認審査の際、建築士免許証の写しによる建築工資格チェックを義務付けていますが、建築士の直近の処分・2000年のイン・イン・ストリン・オリン・オール・ストリン・オリン・オール・ストリン・オール・ストリン・オール・ストリン・オール・ストリン・オール・ストリン・オール・ストリン・オール・ストリン・オール・ストリン・オール・ストリン・オール・ストリン・オール・ストリン・オール・ストリン・オール・ストリン・オール・ストリン・ストリン・ストリン・ストリン・ストリン・ストリン・ストリン・ストリン	1. 義務付けするべきである	
		(理由:	
		2. 義務付けするべきでない	
			Ì
		3. どちらともいえない	
		(理由:	
		4. その他(
		(意見欄:	1
			<u> </u>
4.	大臣認定書のデータベース化について 【環境整備事項(5)関連】		
	大臣認定書の認定内容及び写しを建築主事等に提供又は一般公開 するため、当該情報のデータベース化については国費で行うべきと考	1. 賛同する	
1	/ えますが、ご意見を伺います。	2 禁用したい	1
L		2. 賛同しない	

建築行政共用データベースシステム

建築士・事務所登録閲覧システム



財団法人建築行政情報センター

建築士・事務所登録閲覧システムの機能概要

- 建築士の登録及び閲覧
- ・一級、二級、木造建築士名簿等の情報を登録 (処分歴、定期講習の受講歴、変更届け履歴などを含む)
- 閲覧場所における端末を利用した閲覧 (インターネットによる閲覧はシステム的に用意、国、都道府県の意向により本年度中に実施予定)
- 建築士事務所の登録及び閲覧
- 一級、二級建築士事務所登録簿等を登録(登録簿、処分歴、年次報告を含む)
- ・閲覧場所における端末を利用
- 管理建築士の資格要件や専任性のチェック
- 特定行政庁及び指定確認検査機関による照会
- ・確認審査、中間検査及び完了検査時における設計者及び工事監理者の 資格者要件のチェック



省令で定められた指定登録機関からの報告事項を画面に表示

■ データ取り込み機能

- ・講習会(管理建築士、定期講習)修了者のデータを一括登録
 - □ 国から送付される登録講習機関作成の講習会修了者データを、建築士区分(1級、2級、 木造の別)で一括に取り込み
 - □ 建築士の登録番号、生年月日により自動的に当該建築士に登録

■ 通知機能

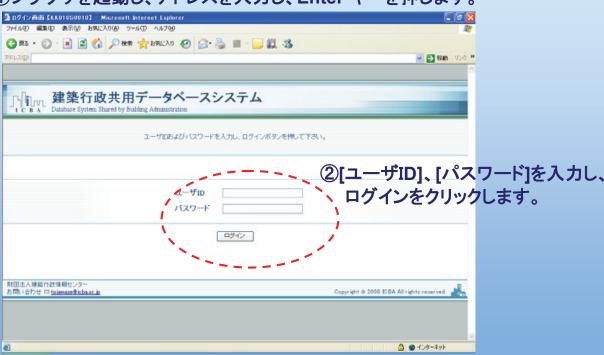
- ・管理建築士の資格が取消された場合、その事務所が登録されている都道府 県及び都道府県指定事務所登録機関へメールで通知
- ・住所等の変更届が提出された場合、登録機関以外の都道府県に住所等の 変更届が提出された旨をメールで通知

■ Webでの変更届

・登録されている都道府県又は指定登録機関が発行するID/PWを用いて建築士及び建築士事務所がWebでの変更届の提出が可能

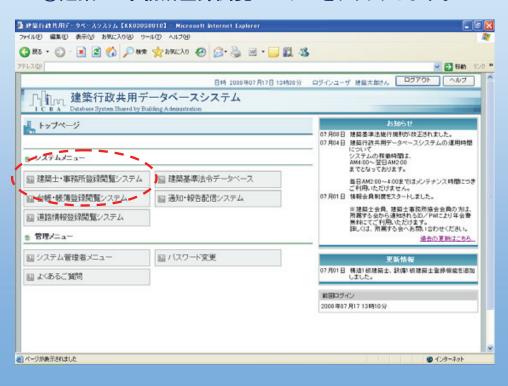
建築士 システムへのログイン(1)

①ブラウザを起動し、アドレスを入力し、Enter キーを押します。



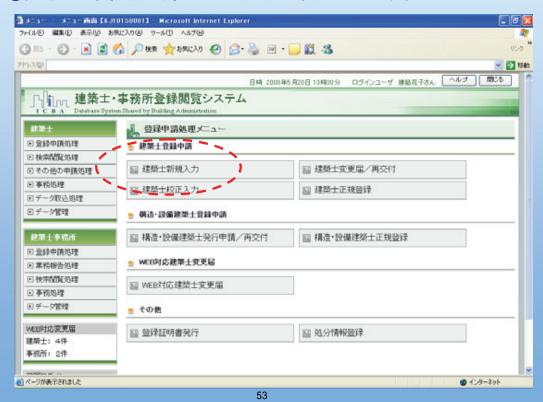
建築士 システムへのログイン(2)

③建築士・事務所登録閲覧システムをクリックします。

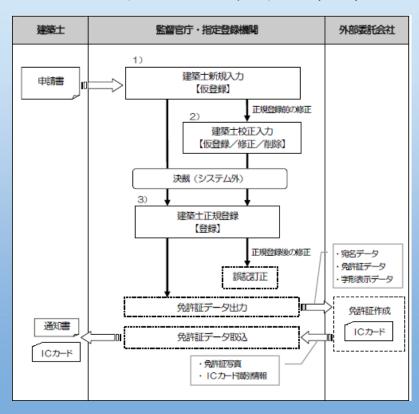


建築士 システムへのログイン(3)

④建築士・事務所登録メニュー画面が表示されます。



建築士 システムへの入力(1)



建築士 システムへの入力(2)

①建築士新規入力をクリックします。



建築士 システムへの入力(2) 建築士新規入力画面



建築士 システムへの入力(3) 建築士新規入力



入力内容にエラーがあると、登録などをクリックした際、エラー理由が 画面上部に赤字で表示され、該当する項目がピンク色に反転します

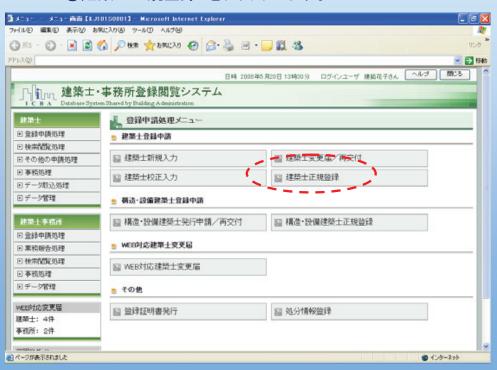
建築士 システムへの入力(4)

③登録された内容を確認します。

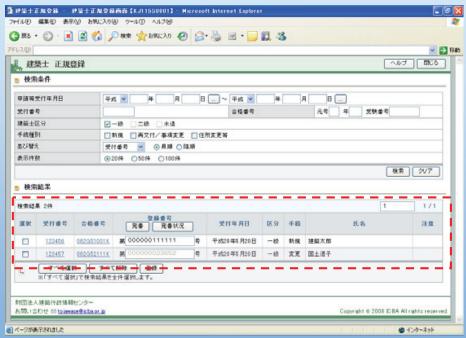


建築士 システムへの登録(1)

①建築士正規登録 をクリックします。



建築士 システムへの登録(2)



- ②正規登録する建築士情報を検索します。 検索条件を入力し、検索をクリックします。
- ③検索結果の件数と一覧が表示されます。

建築士 システムへの登録(3)



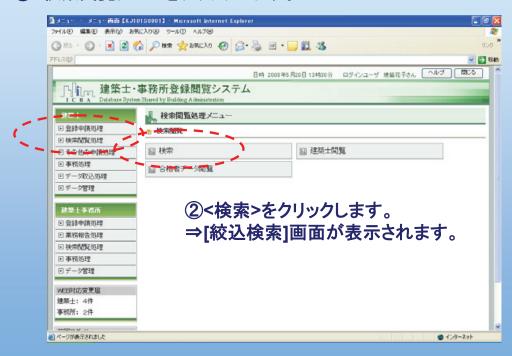
- ④正規登録する建築士情報の[選択]チェックボックスをクリックします。
- ⑤登録番号を入力、または発番をクリックします。 ⇒対象データに登録番号が表示されます。



⑥画面左下の登録をクリックします。

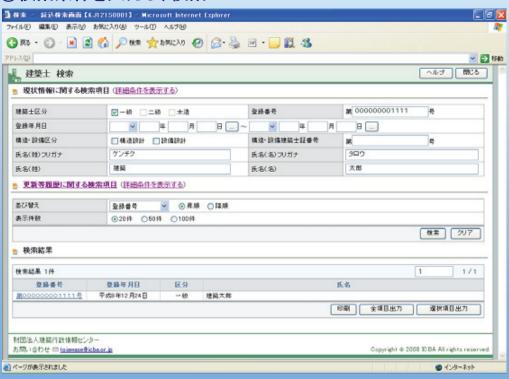
建築士 検索・閲覧(1)

①<検索閲覧処理>をクリックします。



建築士 検索・閲覧(2)

③検索条件を入力し、検索



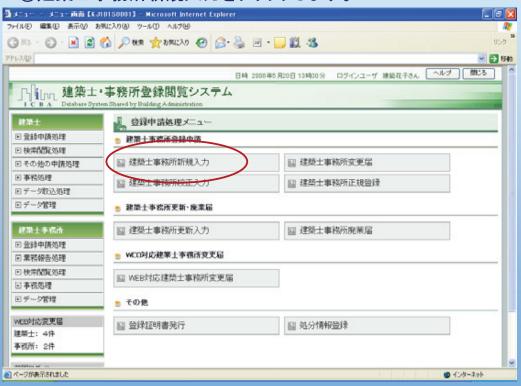
58

建築士 検索・閲覧(3)



建築士事務所 システムへの入力(1)

①建築士事務所新規入力をクリックします。



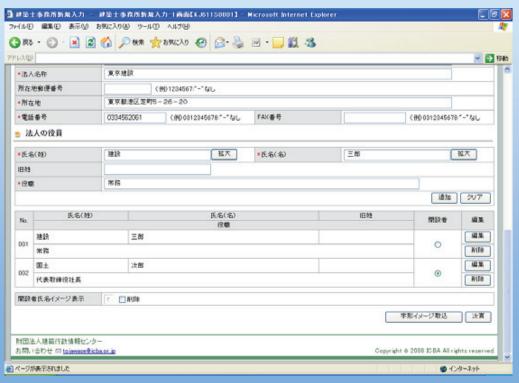
建築士事務所 システムへの入力(2)

②必要事項入力し仮登録



建築士事務所 システムへの入力(3)

③所属建築士の入力



建築士事務所 システムへの入力(4)

②建築士DBから登録されている情報を確認



建築行政共用データベースシステム

道路情報登録閲覧システム



」 財団法人建築行政情報センター

道路情報登録閲覧システムの機能概要

- ■指定道路図の作成・登録 省令で定められた指定道路図を、画面上に描画することによって作成・登録
- ■指定道路調書の作成・登録 省令で定められた指定道路調書の第1面、第2面を作成・登録 (第2面の位置図に関しては、添付ファイルを登録する方法と、GIS上で作 成する方法の2種類が可能)
- ■距離・面積の計測 指定道路調書作成において必要な指定道路の延長、幅員について画面上で 計測が可能
- ■指定道路図及び調書の閲覧・印刷 指定道路図及び調書を省令で定められた様式で閲覧・印刷
- ■図形の登録(任意図形の登録) 指定道路調書第2面の作成時に寸法線、後退線等の任意図形を描画

■指定道路の種別毎の出力・集計機能

道路種別毎に検索を行い、道路情報のリスト出力及び該当道路の距離集計機能

(リストの出力はCSV形式で出力。検索対象道路をリスト形式でCSV出力できる。)

- ■データ取り込み及び自動リンク機能
 - ■データ交換様式に従って作成された情報を取り込む機能
 - ■指定道路図及び指定道路情報を、自動的にリンクしながら取り込めるインターフェイスを用意

今後追加する機能(平成21年1月配布予定)

□画像データの読込み・表示

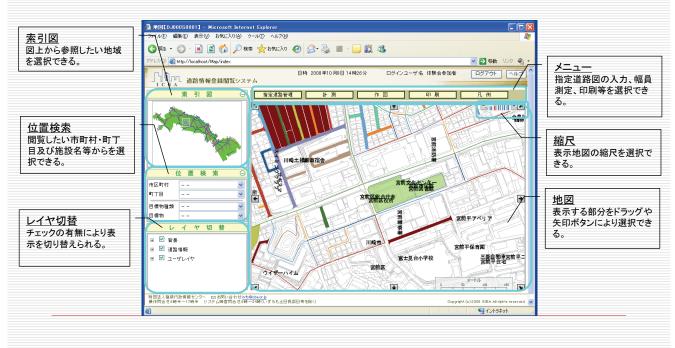
航空写真等の画像データ(ラスターデータ)を画面上に取り込んで表示可能

□分散して整備されたデータの集約機能

分割発注により整備した指定道路図及び調書データを集約して管理することが 可能な機能

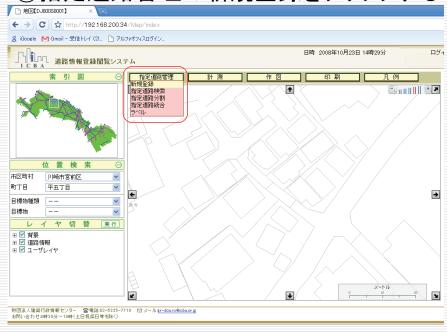
主要画面

□ 画面構成



指定道路図及び調書の登録

①指定道路管理の新規登録をクリックする



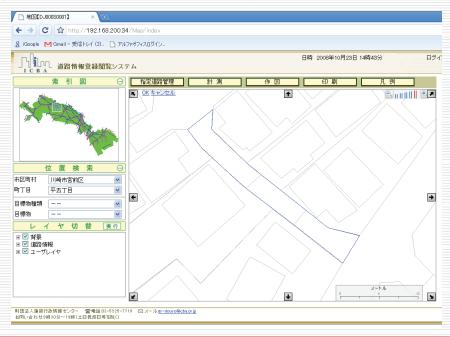
指定道路図及び調書の登録

②必要事項を入力し登録



指定道路図及び調書の登録

③指定道路図の入力を行う



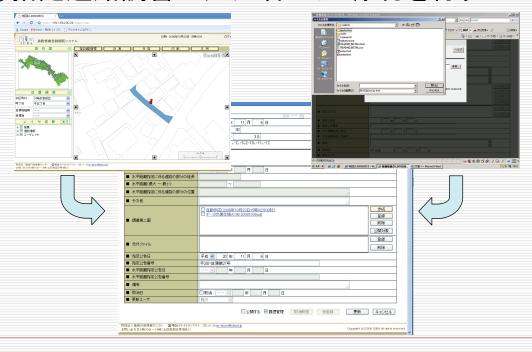
指定道路図及び調書の登録

④調書第二面の場合は、再度入力画面を表示して編集ボタンをクリックし調書第二面の作成若

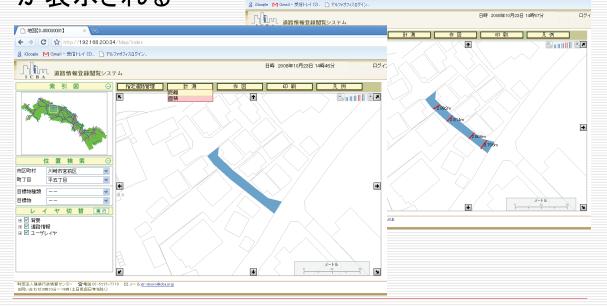


指定道路図及び調書の登録

⑤指定道路調書の入力若しくは添付を行う



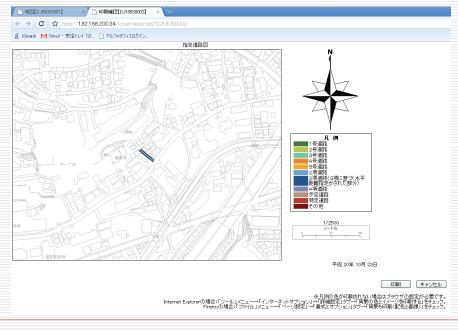
距離・面積の計測



指定道路図及び調書の閲覧・印刷

指定道路図で印刷したい場所を表示し印刷を選

択



指定道路図及び調書の閲覧・印刷

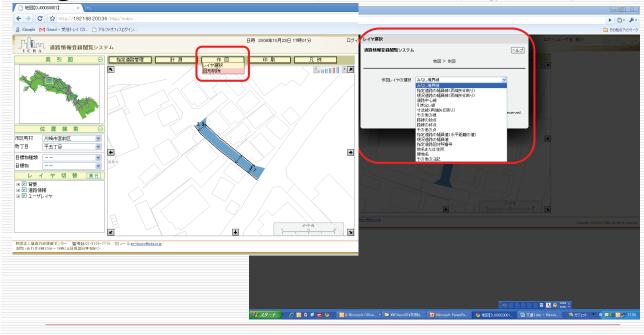
図面上の道路をダブルクリックし印刷したい調書

を選択

| Total State | Total S

図形を登録する(任意図形の登録)

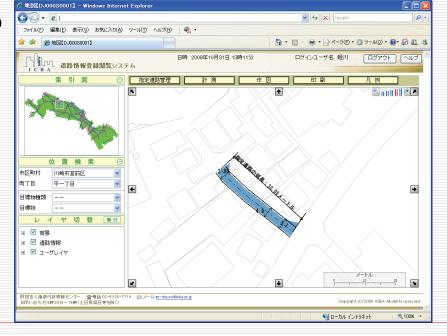
①作図ボタンから描画するレイヤー選択を行う



図形を登録する(任意図形の登録)

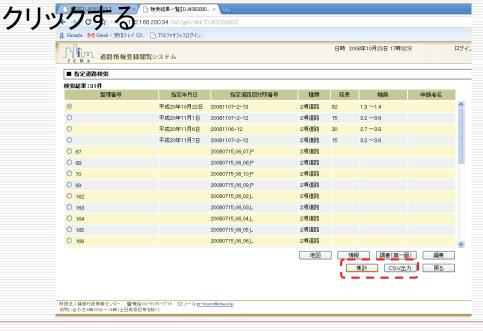
②図形をクリックして作成し、属性を入力後確定

する



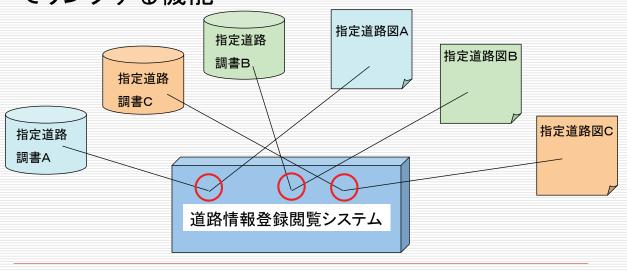
指定道路の種別毎の出力・集計

道路種別毎等の条件で検索し、集計ボタン等を



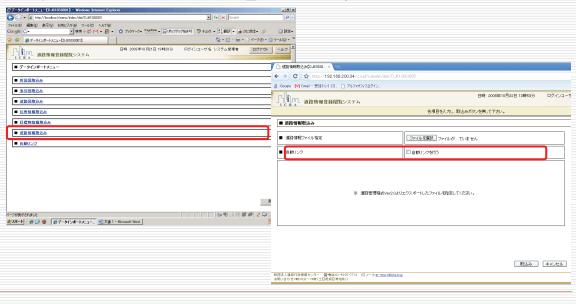
データ取込み及び自動リンク機能

指定道路調書のデータと指定道路図のデータが 分散して整備された場合に、取り込み及び自動 でリンクする機能



データ取込み及び自動リンク機能

道路情報取込み時に取込対象ファイルを選択し自動リンクにチェックを入れる。



平成20年11月7日

建築行政共用データベースシステムに関する質疑・意見等

(受付期間:平成20年6月30日~7月31日)

※お寄せいただいたご意見は、適宜加筆補正した箇所があります。予めご了承願います。

ら分せいににいた。息兄は、週且加事補止した固所。	
	回答
市販されている帳簿システムをカスタマイズして、活用する予定。建築行政共用データベースとはどのような連携が考えられるか。	通知・報告配信サブシステム、建築士・事務所登録 閲覧システムとの連携が考えられますが、連携する 場合には、導入する機関でインターフェイスの開発 が必要になります。
利用料について、当機関は確認件数が年間100件程度であり、指定確認検査機関の利用料についても特定行政庁と同じように小刻みな設定を考えてほしい。	今後の検討の参考とさせていただきます。
単価に幅を持たせているが、その最大額 が適用された場合、現状より高額となる 指定確認検査機関がある。再検討をお願 いしたい。	利用料の設定の際の参考とさせていただきます。
V 7 ほくとの契約期間内に共用データ ベースシステムの導入を検討している が、V 7 ほくと用機器の残リース期間を 調整することは可能か。	個別に対応させていただきますので、リース期間が 残っている場合は、当財団契約管理課にご相談くだ さい。
建築士・事務所登録閲覧システムと建築 基準法令データベース(大臣認定情報を 含む)を使いたい。 新規要求であるため、通常の予算要求時 期より早めに情報が必要。 いつごろこの2つのシステムの利用料や 利用方法(端末仕様等)の具体的なもの が示されるのか。	6月30日に開催した第4回総会において、利用料の概略をお示ししております。詳細は、平成21年5月を目途にお示しする予定です。
特定行政庁において、(大臣認定DBの)試行のように、建築士システムと法令データベースもインターネットでID・パスワードで利用するという選択肢はないのか。	建築士の情報は個人情報に当たるため、インターネットでの提供はセキュリティー上困難ですので、利用に当たっては、LGWAN又はIPVPNでの利用となります。試行期間での利用を設けるかは、今後の参考とさせていただきます。なお、法令DBはインターネットで、試行的に利用を行っています。
平成22年4月に合併を検討しているため、「特定行政庁の区域変更、市町村合併等が行われる場合の財団への事前報告ルールの確立」を早急に進められたい。	今後の検討の参考とさせていただきます。
	質疑・意見等 市販されて、活スとはのような連携が考えた。 利用ないる帳簿を発生連携が考えた。 利用ないで、である。 利用などのは、である。 利用などのが、である。 利用などのが、である。 利用などのが、である。 のののでは、であるでは、ののでは、ののでは、ののでは、ののでは、ののでは、ののでは、ののでは、の

No.	質疑・意見等	回答
8	見積取得のため、システムをフルで利用 する場合のハードの仕様(スペック)を 提示されたい。	利用されるシステムや利用方法によりハードウェアの構成が変わることが想定されます。そのため予算措置のための資料に関しては、個別にご相談いただければと存じます。
	平成22年4月に稼動するにはハードの整備の予算要求をH21年度に確保しなければならない。 本年10月に予算要求となるため、その前に見積が必要。	
9	クライアント調達費は除き、クライアント台数ごとの初期コスト、運用管理コストを示してほしい。 一人1台PCの現環境を引き続き利用予定のため。	利用料は、確認件数など各サブシステムの取扱件数による従量計算により設定する予定です。 クライアントの台数に応じた料金はその要否も含めて今後検討します。
10	台帳・帳簿登録閲覧システムは、建築基 準関係規定の許可などの進行管理、帳票 などを含めて網羅されているか。	許可については、簡易台帳機能を設ける予定です。 帳票については検討中です。
11	台帳・帳簿登録閲覧システムには、バリアフリー法(みなし関係規定)の認定、東京都建築安全条例の認定、バリアフリー条例なども網羅されるか。	許可については、簡易台帳機能を設ける予定です が、詳細の仕様については検討中です。
12	台帳・帳簿登録閲覧システムには、特別 緑地保全地区の許可、風致地区条例の許可、福祉のまちづくりの届出、浸水対策 届などは、カスタマイズの範疇に入るのか。	許可については、簡易台帳機能を設ける予定ですが、建築基準法に基づく許可となる見込みです。
13	台帳・帳簿登録閲覧システム(以下「台帳システム」)に各特定行政庁独自の許可等の手続情報をシステムに反映する。 合、次の3とおりの方法が考えられる。 1)台帳システム自体で処理 2)台帳システム自体をカスタマイズ 3)台帳システムのインターフェース仕様の公開により、別途対応 各々の内容を具体的詳細に示してほしい。	1) 台帳システム自体で処理 簡易台帳機能を提供するので、その対応範囲であれ ば反映可能です。 2) 台帳システム自体の利用者によるカスタマイズ はできません。 3) 台帳のデータベース仕様は、公開します。具体 的な運用方法及び運用上の制限事項については、仕 様が未確定のため、確定後個別に相談いただくこと となります。
14	運営経費の総額算定において「再構築費用」を織り込むことは理解できない。再構築の規模、目的、時期も明確でない上、メリットがどの部分で享受できるかわからない段階で手数料に織り込むことには無理がある。また、OSバージョンアップ対応等の費用は必要だと思うが、これはS/W修繕費等に入れるべきかと思う。	ご意見ありがとうございました。 今後の検討の参考とさせていただきます。
15	台帳・帳簿登録閲覧システムの利用料は、ASP利用の料金か、自社サーバー利用の料金か。できればそれぞれのケースに分けて金額幅を記述されたい。	ASP利用の料金です。 自社サーバ利用の場合、ストック分の料金は不要と する方針です。

	25 kg - 45 H 44	
No. 16	質疑・意見等 台帳・帳簿登録閲覧システムの利用料に おける「ストック1件あたり」とは、1 件登録の都度(つまりフロー)なのか、 ある時点の累積件数か(毎年100件登 録すると、10年後には1000件の件数 に掛かる)?	回答 ある時点の累積件数です。したがって、利用年数が 経過すれば、それにつれて件数も増加することにな ります。 但し、ストック1件あたりの料金は22年度の考え 方であり、総合管理センターの利用者数の増加等に より適時見直しを図ります。
17	建築基準法令データベースの利用料「1万円〜12万円」のベースとなる件数は何か。	機関ごと、建築基準法令データベースを利用するかしないかで一律に課金する方針です。 基本的にはクライアント台数にも依存しない金額です。
18	道路情報登録閲覧システムの利用に当たっては、指定確認検査機関は「負担なし」という理解でよろしいのでしょうか?	そのとおりです。 指定確認検査機関においては、「国民」の利用権限 にて無償にて閲覧いただく考えです。
19	通知、報告配信システムのインタフェース仕様の公開を早期にお願いします。 (データの桁数、文字コード等、ファイル形式) 当社は申請者名について、漢字のないものは外字を使っています。この場合のルール等。 連結テスト方法についてもお願いします。	インターフェース仕様は7月より公開中ですが、予算措置のための基本設計レベルの公開となっております。最終的な仕様の確定は、平成20年12月頃となります。 外字には対応しておりません。 連結テストにつきましては、方針決定次第、お知らせします。
20	「自社内でVPNを使ったネットワークを利用している場合、同一クライアントで自社ネットワークと共用データベースの両方にアクセスできるか」に対する回答として、「1台のPCで2つのVPNに接続できる」とされているが、この方法を教えてほしい。	ルーティングテーブルの設定が必要となります。詳細は貴機関のネットワーク管理者にお尋ねください。
21	現在、建築行政情報センターとV7ほく との単年契約を行っている。台帳・帳簿 登録閲覧システムを利用する場合これを ほくとの代替と解釈し、機器賃借・保守 を継続するようなイメージで建築行政情 報センターと契約すれば、機器等が一新 されると考えてよいか?	V7ほくとの機器賃借・保守契約の継続によって機器等は一新されません。
22	道路情報登録閲覧システムと台帳・帳簿登録閲覧システム(建築計画概要書等)がインターネット上で公開するようになることについて、従来の「ほくと打ち込み用端末」のほかに、窓口閲覧用のタッチパネル式の端末などが組み込まれる予定か。	タッチパネル式の端末等への対応は予定しておりません。 なお、道路情報登録閲覧システムについては、提供する公開用ソフトを用いることにより、窓口での公開業務に対応することが可能となります。

No.	質疑・意見等	回答
23	遅くとも21年5月までにシステムの金額等詳細が示されないと予算措置が間に合わないが、この場合平成22年度のほくとを継続使用は可能か。	システムの金額等詳細は21年度5月を目途に提示させていただく予定です。
	本稼動前に実際のシステムに触れ、どのシステムを使用するか検討できるような場は設定されるか。また、その時期は。	実際にシステムを動かしていただくための操作研修は下記のとおりです。 (対象機関には事前にご案内いたします)。 ①建築士・事務所登録閲覧システム:平成20年9月(東京・大阪)開催済 ②台帳・帳簿登録閲覧システム:平成21年秋頃(会場未定) ③通知・報告配信システム:平成21年秋頃(会場未定) ④道路情報登録閲覧システム:平成20年9月(東京)開催済 なお、建築基準法令データベースについては、ICBAホームページより平成21年度末までは無償にてご利用いただけます(研修会は開催しません)。
25	台帳・帳簿登録閲覧システムは、「V7ほくと」との違いはあるか。また、「V7ほくと」で可能な ①確認済証及び検査済証等の帳票発行機能、②統計検索機能、③確認物件と中間検査、完了検査の関連づけ等は具備するか。	操作画面の構成等が異なりますので、相違点につきましては別途資料を用意する予定です。①確認済証及び検査済証等の帳票発行機能、②統計検索機能、③確認物件と中間検査、完了検査の関連づけ等は具備する予定です。
26	台帳・帳簿登録閲覧システムが統計検索機能を有する場合、任意の項目で検索ができ、検索結果をエクセルデータとして出力可能としてほしい。また、任意の検索条件式を保存可能としてほしい。	開発における参考とさせていただきます。
27	V7ほくとの既存データは、台帳・帳簿 登録閲覧システムへ移行されるか。ま た、その場合のデータ登録料及びデータ 保管料は発生するか。	基本的に移行されますが、一部許可、認定関連台帳が簡易台帳となる等、移行対象から外れるデータも発生します。移行対象となるデータは移行仕様確定後、お知らせいたします。 また費用については、既存データの移行作業費、データ保管料の各々が発生します。 移行作業費については未定ですが、データ保管料については、第4回総会資料に記載のとおり、1件当たり10円程度を考えております。
28	台帳・帳簿登録閲覧システム及び通知・報告配信システムについては、建築確認申請、中間検査申請及び完了検査申請のデータを登録することから、利用料を申請手数料の中から負担すべきであり、市税からの負担はできないと考える。このことから、特定行政庁及び指定確認検査機関の各々が確認処分した物件について負担することとしてもらいたい。	ご意見ありがとうございました。 今後の検討の参考とさせていただきます。

No.	質疑・意見等	回答
29	道路情報登録閲覧システムは、業務で建築設計に携わる民間の関係者の利用も考えられるが、閲覧料は設定しないのか。	道路情報の閲覧は、建築基準法に基づく行為となりますが、それぞれの自治体における手数料等により課金の徴収は考えられます。そのため統一的な料金の設定は行いません。
30	データの保管料は、新規に登録した分を 毎年負担するのか、累積分を毎年負担す るのか。	累積分を負担することとなります。保管料の更新頻度については、今後の検討事項となります。
31	台帳・帳簿登録閲覧システムに登録されたデータは、建築基準法第12条第7項に規定されている台帳への記載に代えることができると解釈してよいか。	そのとおりです。
32	通知・報告配信システムの導入効果として、特定行政庁では台帳への入力手間を軽減することができると記載されているが、報告書の内容チェック、閲覧制度に対する対応準備等の関係からペーパーへ印刷する作業が増えることになる。そのことも視野にいれて負担割合を考慮されたい。(原案は特定行政庁の費用負担が多いと思われる。)	ご意見ありがとうございました。 今後の検討の参考とさせていただきます。
33	台帳・帳簿登録閲覧システムについて、 指定確認検査機関からの報告書の内容を チェックしたことにより、登録項目に補 正があった場合は、登録項目の修正及び 再登録費用は指定確認検査機関の負担と 解釈してよいか。	台帳・帳簿登録閲覧システムの利用料は、当該機関における従前の確認件数に応じて決定する方針です。 登録項目の修正、再登録等、実際の運用におけるデータの動きが反映されるわけではありません。
34	運営経費分担の考え方について、国等においては「法令DBシステム」及び「建築士・事務所登録閲覧システム」しか分担割合が示されていない。情報をデータ化し、同一のシステムで一元管理することにより、事故時の調査や確認申請等の件数調査時にも対応が素早くできる利点が国にもあると考えられるため、その他のシステムについても国で負担されたい。	ご意見ありがとうございました。 今後の検討の参考とさせていただきます。
35	台帳・帳簿登録閲覧システムの俯瞰図で、国一特定行政庁の間の「統計情報の報告」(データでのやり取り、オフライン)とあるのは、建築基準法第15条による建築工事・除却届の国交省への報告に活用可能ということか。	建築基準法第16条の建築基準法施行統計を想定しております。

No.	質疑・意見等	回答
	台帳・帳簿登録閲覧システムの利用料において、"ストック1物件あたり"のストック数の対象はどの範囲か。システム導入後の新規に申請、登録等がされたものが対象か。現在、行政庁で保有、活用しているものを含め収録しようとするストック数全てか。	ストック数は、既存データの確認件数を対象としています。システム利用当初は移行した既存データのみが対象となりますが、次年度以降は当該年度分が毎年累積されるイメージです。
37	特定行政庁で民間機関処理分の情報を表計算ソフト又は建築確認支援システムで管理している場合、これらの情報は共用データベースへ移行可能か。可能であればどのサブシステムが対応するのか。	台帳システム(台帳・帳簿登録閲覧システムの特定 行政庁用)が対応します。 台帳・帳簿登録閲覧システムでは、共通フォーマットから移行するためのツールを用意する予定です。 現在お持ちの情報を移行するには、あらかじめ共通フォーマットに出力していただく必要があります。 ※共通フォーマットとはあらかじめ決められた形で出力されたファイルを示します。 また、V7ほくとから共通フォーマットへの移行ツールは建築確認支援システム協議会で開発する予定です。
38	定期報告対象物・経過管理等の情報を表計算ソフトで管理している場合、これらは共用データベースへ移行可能か。 可能で有ればどのサブシステムが対応するのか。	台帳システム(台帳・帳簿登録閲覧システムの特定 行政庁用)が対応します。 台帳・帳簿登録閲覧システムでは、共通フォーマットから移行するためのツールを用意する予定です。 現在お持ちの情報を移行するには、あらかじめ共通フォーマットに出力していただく必要があります。 ※共通フォーマットとはあらかじめ決められた形で出力されたファイルを示します。
	通知・報告配信システムのインターフェースについて、指定確認検査機関(自社サーバ利用型)のインタフェースはSOAPを用いることとなっているが、このSOAPメッセージのWSDL(Web Services Description Language)ファイルを10/1予定の I/F仕様開示の際にもらえるか。	7月より連絡協議会のサイト内にてインターフェースの概要を提示しており、その中にWSDLについても触れておりますのでご覧下さい。http://www.icba.or.jp/DBkyougikai/
40	通知・報告配信システムのインターフェースに基づき指定確認検査機関の独自システム(自社サーバ利用型)を改修した場合、システムの動作確認用試験環境は、総合管理センター(データセンター)に用意されるか。	個別に相談させていただきます。
41	建築行政共用データベースシステムでの 外字の取り扱いは? 外字可能の場合、外字定義ファイルの提 供はあるのか。また、指定確認検査機関 側からの外字登録要求には対応される か。	外字の取扱については、建築士・事務所登録閲覧システムについては対応、その他のシステムについては非対応となります。(個人の身分の証明に係る業務に限り外字に対応しています。)外字はイメージで表示いたしますので、定義ファイル等の提供はありません。
42	5つあるサブシステムのうち、必要なも のだけの導入は可能か。	可能です。

No.	質疑・意見等	回答
43	サーバー等機器の導入が平成22年度予算 となった場合、導入時期(運用開始時 期)が平成22年4月1日以降となるが問題 ないか。	基本的に問題はありませんが、進達・通知業務を データでやり取りをしている場合、相手方システム の入れ替えに伴い、従前どおりのやり取りを行うこ とができなくなりますので、経過措置等の調整が必 要となります。また、報告についても同様となりま す。具体的な経過措置、運用の詳細については、仕 様確定後、改めてお知らせいたします。
44	サーバー・クライアントの機器及び必須ソフト等の必要スペックは最終的にどうなるのか。	クライアントの機器については第4回総会資料p10をご参照ください。(建築士・事務所登録閲覧システムについて記述されていますが、各サブシステム共通です)。サーバについては、台帳・帳簿登録閲覧システム及び道路情報登録閲覧システムが庁内サーバの適用が可能ですが、必要スペック等については台帳システムについては検討中、道路情報登録閲覧システムについては既に説明会等で提示しております。また、決定次第お知らせいたします。
45	建築士・事務所登録閲覧システムの単価 は1照会当たりとなっているため、年度 当初に年間利用料を決めることは困難で はないか。	照会回数について、リアルタイムにカウントするのではなく、1物件あたりの照会回数を定めた上、当該年度以前の年度の確認件数実績に応じて計上する方針です(詳細については検討中です)。
46	庁内サーバー利用形式の場合、指定確認 検査機関からの通知・報告配信はどの ネットワークを使うのか。	LGWANを介して総合管理センターに接続し、報告データを取りにいく形となります。
47	台帳・帳簿登録閲覧システムが運用されると、現在の建築確認支援システム(V7ほくと)はどうなるのか。 平成22年4月1日から台帳・帳簿登録閲覧システムが導入できなかった場合、V7ほくとで今まで通りの運用はできるか。また、その場合に指定確認検査機関からの連携については、引き続き紙ベースの報告が受けられるか?	一定期間は、全国的に台帳・帳簿登録閲覧システムとV7ほくとが混在することが考えられます。 平成22年4月1日に台帳・帳簿登録閲覧システムを導入できない場合も、一部制限は発生いたしますが(本資料No.43回答参照)V7ほくとでの運用は可能です。 確認検査機関からの連携について、報告を紙で受付ける行政庁とデータで受付ける行政庁が混在すると指定機関の混乱を招きますので、混在期間の経過措置について検討中です。ご協力をお願いする場合もあるかと思いますが、よろしくお願いいたします。
48	建築物のアスベスト有無等の情報管理は 可能か。	台帳・帳簿登録閲覧システムにてアスベスト有無を 管理する方法を検討中です。
49	進捗状況等説明の資料において、「稼動」と「本稼動」の違いは。	「稼働」とは、利用料の徴収を伴わない移行期間及 びテスト期間となります。「本稼働」とは、利用料 の徴収を伴う稼働となります。
50	ストック (既存建築物) 情報の台帳・帳簿閲覧システムへの入力費は、各利用者負担か。またそのスケジュールは。	既存データの登録、新規登録データの入力ともに各利用者負担となります。スケジュールについては、システムが利用可能となる平成22年4月以降、逐次となります。 ※本スケジュールは本稼働のスケジュールを示しています。

No. 51	質疑・意見等 建築行政共用データベースシステムは、 1台のサーバーですべてのサブシステム を兼用できるのか。また、各行政庁の データ量等によりサーバの仕様が異なる 場合は、必要な設備の予算措置及び設置 場所の検討のため、標準的なイメージを 教示されたい。	回答 兼用できません。 庁内サーバの適用が可能なのは台帳・帳簿登録閲覧 システムと道路情報登録閲覧システムのみであり、 それ以外のサブシステムは総合管理センターをご利 用いただくため、サーバは不要です。 庁内サーバの標準的なイメージについては、別途検 討いたします。
	現在の建築確認を持つというでは、検索を持っては、検索を検索では、関連を対している。となり、では、大変をはない。では、大変をは、大変を持っている。では、大変を持っている。では、大変を持っている。では、大変を持っている。では、大変を持っている。では、大変を持っている。のでは、大変を持っている。のでは、大変を持っている。のでは、大変を持っている。のでは、大変を持っている。のでは、大変を持っている。のでは、大変を持っている。のでは、大変を持っている。のでは、大変を持っている。のでは、大変を持っている。	ご意見ありがとうございました。 今後の検討の参考とさせていただきます。
53	台帳・帳簿登録閲覧システムに装備される建築計画概要書閲覧機能は、どのようなものか。 従来の概要書で表示すべきでない部分の取扱い等、国で建築計画概要書の閲覧規定の見直しを検討しているようなら、それに対するシステムの対応を含めて回答されたい。	台帳システムに装備される概要書閲覧機能は、法第 93条の2に基づく書類の閲覧を行うための機能と なります。窓口に閲覧用の端末を設置する、または 特定行政庁職員により閲覧書類の検索、提示を行う ことを想定しています。
	台帳・帳簿登録閲覧システムの利用料金について、政令指定都市では定額部分100件までの定額部分が120万円~190万円程度とされ、従量部分が1物件あたり500円~1500円程度を行っている。従量部分については審査をとうで、200件以上であれば件数の多少にかかわらずに単価が決まると考えていか。(大口件数における単価低減はないか。)	定額部分は「100件程度まで」一定金額で、それを超えた場合に従量部分が加算されます。例えば年間確認件数が2000件の場合、従量部分に適用する件数は2000-100=1900となり、利用料は定額部分(120万円~190万)+1900件×単価(500~1500円)となります。 大口件数の単価低減は、現在検討中です。
55	建築行政共用データベースシステムへの加入率を100%することが重要である。特に指定確認検査機関の加入率が低いとシステムへの入力等特定行政庁の負担が大きい。法的なものも含めて国交省等からも強く働きかけるべきと考える。	ご意見ありがとうございました。 今後の検討の参考とさせていただきます。

No.	質疑・意見等	回答
56		承知いたしました。
	認支援システムのデータを照会してい	
	る。台帳・帳簿登録閲覧システムを利用	
	した場合、そのデータも引き続き住宅地	
	図から照会できるようにする必要がある	
	ため、台帳・帳簿登録閲覧システムの内	
	容がある程度決まった時点で説明をして	
	ほしい。	

資料8

平成20年11月7日

質疑・要望の送付方法について

建築行政共用データベースシステム 連絡協議会事務局

第4回総会における質疑・要望等につきましては、下記により連絡協議会事務局までお送りください。なお、質疑への回答、要望への対応方法等につきましては、次回連絡協議会にて報告し、「会員専用サイト」に掲載する予定です。

1. 記載事項

機関名、連絡担当者名、連絡先電話番号を明記し、質疑・要望等の内容をできるだけ具体的に記載してください。様式は問いません。

2. 送付方法

電子メールまたはFAXにて下記宛ご送付ください。

連絡協議会事務局(担当 戸崎、久保)

電子メール: dbkyougikai@icba.or.jp

FAX : 03 - 5225 - 7731

3. 締め切り

平成20年12月5日 17:00

4. 質疑回答等の掲載について

「会員専用サイト」は、下記「連絡協議会ホームページ」よりアクセスしてく ださい。

連絡協議会ホームページ: www.icba.or.jp/DBkyougikai

「会員専用サイト」をクリックすると、パスワード入力画面が表示されます。 パスワードは、連絡協議会会員宛、電子メールにて既にお伝えしております。 不明の場合は、連絡協議会事務局(TEL:03-5225-7706)まで お問い合わせください。

建築行政共用データベースシステム連絡協議会 会則

第 1 章 総 則

(名 称)

第1条 この会は、建築行政共用データベースシステム連絡協議会(以下「本会」という。)と称する。

(目 的)

第2条 本会は、建築行政共用データベースシステム(以下「共用DB」という。)の構築段階から会員相互の情報交換及び意見収集の場を確立し、それを反映させた建築行政分野におけるよりよいシステムの構築を実現することを目的とする。

(活動)

- 第3条 本会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる活動を行う。
 - 一 共用DBに関する情報提供
 - 二 共用DBに対する意見及び要望の取りまとめ
 - 三 その他、本会の目的を達成するために必要な活動

(会員の資格)

- 第4条 会員は、次に掲げる者とする。
 - 一 国土交通省
 - 二都道府県
 - 三 建築主事を置く市町村及び特別区
 - 四 指定確認検査機関
 - 五 その他、本会が必要と認める者

(会員の権利)

- 第5条 会員の権利は、次のとおりとする。
 - 一 会員は、役員の選任権並びに総会の議決権を1団体につき1有する。 なお、選任権及び議決権は団体の代表が行使することができる。
 - 二 会員は、会議への参加及び本会が主催する活動に参加することができる。

第 2 章 役 員

(役員の種類及び選任)

- 第6条 本会に、次の役員を置く。
 - 一 会長 1名
 - 二 副会長 1名
 - 三 理事 10名以上20名以下
 - 2 理事は、総会において選任する。
 - 3 会長及び副会長は、理事のうちから総会において選任する。

(役員の職務)

- 第7条 会長は、本会を代表し、会務を総理する。
 - 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、副会長がその職務を代理する。
 - 3 会長、副会長及び理事は、理事会を組織し、会則及び総会の議決に基づき、本会の活動を行う。

(役員の任期)

- 第8条 役員の任期は、平成21年度限りとする。
 - 2 補欠又は増員のため就任した役員の任期は、在任者の残任期間と同とする。

第 3 章 会 議

(会 議)

第9条 会議は、総会及び理事会とする。

(総 会)

- 第10条 総会は、会員をもって構成する。
 - 2 総会は、次の事項を議決する。
 - 一 共用DB構築の基本的事項に関する提案
 - 二 会則の改正
 - 三 その他本会の運営に関すること

(理事会)

- 第11条 理事会は、役員をもって構成する。
 - 2 理事会は、次の事項を決定する。
 - 一 総会に付議すべき事項
 - 二 総会で決定した事項の執行に関すること
 - 三 その他総会の議決を要しない会務の執行に関すること

(会議の招集、開催)

- 第12条 会議は、会長が招集する。
 - 2 総会は、原則として毎年度2回開催する。
 - 3 理事会は、会長が必要と認めたとき開催する。

(議 長)

第13条 会議の議長は、会長がこれにあたる。

(定足数)

第14条 会議は、総会にあっては会員、理事会にあっては役員の2分の1以上 の出席がなければ開催することができない。

(議 決)

- 第15条 議事は、出席者の過半数の同意をもって決する。
 - 2 前項において替否同数のときは、議長がこれを決する。

(代理表決等)

第16条 やむを得ない理由のため会議に出席できない者は、会長又は他の会員 を代理人として表決を委任することができる。この場合において、前2 条の規定の適用については、その正会員は出席したものとみなす。

第 4 章 事 務 局

(事務局)

- 第17条 協議会の事務を処理するため、財団法人建築行政情報センターに事務 局を置く。
 - 2 本会の運営経費は、事務局が負担する。

第 5 章 雜 則

(細 則)

第18条 この会則の施行に関して必要な事項は、理事会の決定を得て別に定める。

(附 則)

この会則は、平成19年7月26日から施行する。